

第 1 回岩手県史の在り方検討懇話会(5/26開催)
時に出された主な御意見に対する
「他県等における対応状況」及び
「岩手県で想定される対応案」

第1回岩手県史の在り方検討懇話会（5/26開催）時に出された 主な御意見（区分整理）

1 現行県史の課題

- (1) 資料編がない
- (2) 考古学史料データが不足
- (3) 民俗分野における記述に偏りがある

2 今後の県史に求められる視点

- (1) 東日本大震災津波の教訓の記述
- (2) 市町村史等における成果の反映
- (3) 広い時間軸と地域的視野
- (4) 自然史・環境史の視点

3 今後の県史に求められる役割

- (1) 地域定着につながるきっかけ
- (2) 県民全体での作り上げ
- (3) 教育現場等での活用

次ページ以降で、項目ごとに、

ア 構成員からの御意見

イ 他県等における対応状況(内容や考え方)

ウ 岩手県で想定される対応案

等を整理

1 現行県史の課題

(1) 資料編がない

ア 構成員からの御意見

菅田 構成員 (県立大学盛岡短期大学部 名誉教授)	・ 現行県史は良く出来たものであるが、他県のような資料編がなく、何を根拠に記述しているのかが不明確な箇所があり、史料の保存状況や現状把握も十分でないため、まず史料を集め、整理する作業が重要である。
兼平 構成員 (東北学院大学教授)	・ 資料編を整備した上で通史編に進むことが望ましく、史料の所在や保存状況の確認も大きな課題であり、近現代史では、公文書をどう扱うかも重要である。
今野 構成員 (岩手大学名誉教授)	・ 現行県史には資料編がなく、記述内容を検証できず、反証可能性がないことが問題であるため、後に検証可能な形で史料や根拠を掲示する必要がある。
佐藤 構成員 (盛岡大学教授)	・ 現行県史はどの史料を用いて記述しているのかの裏付けがなく、どこに史料があるかも分からないことが大きな課題である。
中村 構成員 (岩手史学会会長)	・ 現行県史は良く出来ているが、専門家向けの論文調で、文章の中に史料も混在していることから、一般の方も使えるよう、通史編と資料編に分ける必要があるほか、現行県史に記載されている史料の保存状況の確認も課題である。



◇編さんに使用した古文書等をまとめた資料編がなく、記述根拠に不明確な箇所があるほか、記述史料の現状把握も不十分

◇専門家向けの論文調の記述で、文章の中に史料情報も混在しているため、通史編と資料編に分け、分かりやすくする必要

【参考】自治体史における「資料編」の例

＜盛岡市史「現代」資料編上巻（抜粋：一部加工）＞

第2節 解説 中心市街地のまちづくり

Ⅳ 新しい宅地

資料編中の解説

戦後の区画整理事業は、戦災復興として盛岡駅前地区に実施したのを皮切りに、33地区で実施されている【資料2-48】。

市の中心市街地はごく狭い範囲にあり、常に住宅難の問題があった。1965年頃には、戦後のベビーブーム世代が成人して家庭を持つとさらなる住宅不足があり得ると判断した岩手県住宅協会（後の岩手県住宅供給公社、2009年解散）がニュータウンの開発を行った【資料2-49】。

都南村や玉山村でも新しい宅地開発が進み、湯沢団地の開発や浜民地区の区画整理事業などが行われた【資料2-50、51】。

戦後の区画整理事業で一番規模が大きいものが盛岡南新都市土地区画整理事業（盛南開発）である。事業終了後も周辺地域に新たな住宅地の整備が進められている【資料2-52】。

中心部では道路整備や内水氾濫、松園地区などでは団塊世代の高齢化や人口減少など様々な問題がある。一方、玉山地区には大型ショッピングモールの開業や道の駅の設置決定など、新たなまちづくりが展開されている。

～戦後のまちづくり～

史料

資料2-51 浜民地区土地区画整理事業スタート 広報たまやま/1998（平成10）年11月1日



資料2-52 盛岡広域都市計画事業 盛岡南新都市土地区画整理事業 第7回変更事業計画書 盛岡南新都市土地区画整理事業 事業誌「盛南に夢馳せて」/2012（平成24）年

第1 土地区画整理事業の名称等

- (1) 土地区画整理事業の名称
盛岡広域都市計画事業 盛岡南新都市土地区画整理事業
- (2) 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構

第2 施行地区

- (1) 施行地区の位置
本地区は、盛岡市の中心市街地より南西約3kmに位置しており、地区の北側は琴石川に近接し、東側をJR東北本線、南側を都市計画道路3・2・5津志田下飯岡線（中心線）、西側をは場整備区域によって区切られた、面積約313.5haの地区である。
また、本地区は盛岡の都心及びJR盛岡駅に極めて近く、地区外南部には東北縦貫自動車道の盛岡南IC、流通センター、盛岡貨物ターミナル駅、都南地区工場流通業務施設

設団地及び中央卸売市場等流通施設も立地し、これら物流基地ゾーンと既存都心部の中間部に位置している。

- (2) 施行地区位置図
別添施行地区位置図（縮尺1/25,000）のとおり。
- (3) 施行地区の区域
施行地区に含まれる土地の名称は次のとおり。

岩手県盛岡市下太田杉田及び下太田谷地の各一部、本宮字稲荷、字小屋敷、字熊堂、字泉屋敷、字谷地、字林古及び字宮沢の全部、本宮字荒屋、字鬼柳、字小幡、字野古、字蛇屋敷、字松幅、字平藤及び字久保筋の各一部、向中野字向中野、字野原、字五合田、字千刈田、字台太郎及び字八日市場の全部、向中野字石川町、字才川、字鶴子、字道明、字中島及び字細谷地の各一部、下鹿妻字北の一部、飯岡新田1地割、飯岡新田3地割、飯岡新田4地割、

第7節 解説 災害・防災～主な災害と減災を目指す取り組み～

I 盛岡の災害

資料編中の解説

1955年以降、全国的には、1995年阪神・淡路大震災、2000年有珠山・三宅島噴火、2011年東日本大震災、2014年広島土石流、2016年熊本地震をはじめ多くの自然災害が発生しているが、この間盛岡市域では人的な犠牲が生じた災害は発生していない。

震度5を超える地震には数回見舞われており、1968年十勝沖地震で青山二丁目の浴場の煙突が倒れる、1994年三陸はるか沖地震で盛岡市アイスアリーナ（現：盛岡市総合アリーナ）の天井板が落下する等の被害を受けたが、2011年東北地方太平洋沖地震でも建物の倒壊などの被害は発生していない。

1998年には岩手山が噴火する可能性が指摘され、降灰や融雪型火山泥流などへの防災対策に取り組んだものの、噴火には至らなかった。また、市の中心部で北上川、中津川、雫石川が合流しており、豪雨によっては市街地も含めて広範囲で浸水が予測されるものの、四十四田ダム、御所ダム、^{やながわ}築川ダムの建設や堤防の整備の効果もあり、大規模な洪水は発生していない【資料2-156～158】。

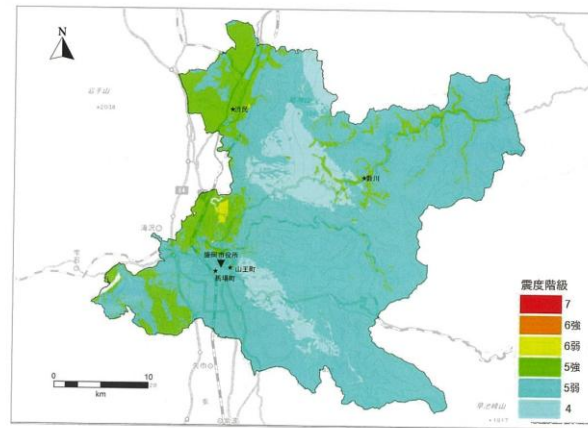
I 盛岡の災害

史料

資料2-156 1995年三陸はるか沖地震の余震での被害 岩手日報/1995（平成7）年1月8日朝刊



資料2-157 盛岡市地域防災計画 2011年東北地方太平洋沖地震での盛岡市域での震度分布 盛岡市/2020（令和2）年



【参考】考えられる資料編作成の意義

【学術上の意義】

- ・ 研究の主張を支える史料・データ・引用元を提示し、出典確認や再検証を可能にする
- ・ 史料翻刻・写真・図版・統計の公開により、後続研究が共通に使える基盤を構築する
- ・ 通史編が解釈、資料編が根拠の役割分担により、学術的な信頼性を高める

【保存・活用上の意義】

- ・ 県内外の古文書・行政文書・写真・聞き取り内容等を、散逸前に収集・保存・公開（デジタル化含む）できる
- ・ 史料の現物の保存状況の把握がしやすくなる
- ・ 県民共有の財産として、教育、地域学習、文化振興、将来の再編さんに資する

イ 他県等における対応状況

(ア) 各都道府県史における「資料編」の整備状況

北海道・東北

都道府県	既刊数
北海道（編さん中）	3 巻
青森県	2 5 巻
岩手県	(なし)
宮城県	1 1 巻
秋田県	6 巻
山形県	2 4 巻
福島県	9 巻

関東

都道府県	既刊数
茨城県	3 7 巻
栃木県	2 5 巻
群馬県	2 7 巻
埼玉県（刊行中）	2 6 巻
千葉県	2 5 巻
東京都（刊行中）	2 7 4 巻
神奈川県	2 1 巻

北陸・中部

都道府県	既刊数
新潟県	2 4 巻
富山県	1 2 巻
石川県	4 6 巻
福井県	1 7 巻
山梨県	6 巻
長野県（編さん中）	2 8 巻
岐阜県	2 3 巻
静岡県（編さん中）	2 5 巻
愛知県	3 6 巻

近畿

都道府県	既刊数
三重県	1 9 巻
滋賀県（編さん中）	(計画値) 2 巻
京都府	9 巻
大阪府	(なし)
兵庫県	1 9 巻
奈良県	(県史自体なし)
和歌山県	1 8 巻

中国・四国

都道府県	既刊数
鳥取県（編さん中）	2 0 巻
島根県	6 巻
岡山県	1 3 巻
広島県	7 巻
山口県	3 3 巻
徳島県	2 巻
香川県	7 巻
愛媛県	1 4 巻
高知県（編さん中）	(計画値) 2 2 巻

九州・沖縄

都道府県	既刊
福岡県	5 1 巻
佐賀県	(なし)
長崎県	4 巻
熊本県	2 巻
大分県	(なし)
宮崎県	4 巻
鹿児島県	(なし)
沖縄県（刊行中）	2 6 巻

- ・ **41都道府県で「資料編」を作成済み（計画値含む）**
- ・ 県史自体を未作成の奈良県を除き、「資料編」を未作成の都道府県は**岩手県（S40完了）、大阪府（H2完了）、佐賀県（S43完了）、大分県（H2完了）、鹿児島県（H17完了）の5府県のみ**（現在、編さん・刊行中の都道府県は全て作成）
- ・ 「資料編」の刊行数（巻数）は、都道府県によって大きく異なる

(イ) 現在編さん中及び近年編さんが終了した主な道県における資料編の内容と考え方

北海道

【資料編の内容：全3巻（刊行済み）】

○資料編1：政治・行政 ○資料編2：産業・経済 ○資料編3：社会・文化・教育

【資料編作成に対する考え方】

≪道史編さん大綱「第3 編さんの方針」：抜粋≫

(4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の揭示に重点を置いた内容とすること。

≪資料編冒頭の「発刊に当たって」（北海道史編さん委員会 桑原真人編集長著）：抜粋≫

「北海道現代史」では、前述の(4)にあるように、「資料の揭示」に重点を置くことを大きな柱としています。

かつては、市町村史における資料編や資料は、通史の「添え物」的に見られがちでした。この点は、これまでの道史編さんにもある程度あてはまる傾向といえます。

歴史学の神髄は、様々な史料を利用して新たな歴史像を再構成することなどと言われたりもしますが、一方、「史料をして語らしめる」という言葉があるように、その時々解釈に左右されない歴史資料そのものを揭示する「資料編」を重視する傾向が、近年の自治体史編さんにおいて多く見られるようになっています。

「北海道現代史」の編さんに当たっても、第二次世界大戦後の激動の時代の中で、道内各地で生じた様々な事象を記録した資料を収録することにより、戦後北海道の多様な歴史に光を当てることに努めています。

このため、本書の編さんにおいては、公立図書館等で所蔵されている公文書や新聞、団体誌等だけでなく、多くの企業や団体等にもご協力をいただき、一般には公開されることの少ない内部文書を始めとする貴重な資料を収録することができました。収録に当たり、多くの事例を紹介する必要から、資料は一部を抜粋して掲載せざるを得ないこと、また、取り上げた事象の総体を資料のみで把握することは難しいと考えられることから、その資料の意義や背景などが理解できるよう、各章の冒頭に簡潔な解説を付しました。

資料編中の解説

解説

第一節 地域開発

戦後の北海道開発は、一九五〇（昭和二五）年に制定された北海道開発法に基づき、北海道総合開発計画を策定し国策として進められてきた。その結果、遅れていた社会的インフラ整備が急速に進められ、道民生活は本州並みに向上したのである。半面、開発事業の幾つかは地域に大きな問題を残す場合も少なくなかった。ここでは北海道開発の中心を担った地域計画資料を提示するとともに、問題を抱えた地域開発の資料も紹介しておきたい。

(1) 北海道開発の位置と資源開発・基盤整備期

敗戦によって、日本は膨大な植民地を失い、総領土面積は戦前の約五五％に縮減された。残された国土も壊滅的な打撃を受け、食糧難、住宅難、インフレが深刻化し、外地からの復員者等による人口急増は国民生活の混乱状態に拍車をかけた。資料1は、このような事態を解決し、日本の進むべき基本方向を把握するため、外務省の特別委員会がまとめた報告書の一部である。その内容は、日本の再建のためには北海道と東北を軸に、国土を徹底的に開発し、世界に信用を回復しなければならぬというもので、特に北海道の総合開発については、アメリカのTVA開発方式を考慮すべきであるとしている。

史料

第一節 地域開発

(1) 北海道開発の位置と資源開発・基盤整備期

1 国土の開発と新たな国土計画の樹立

外務省特別調査委員会『改訂日本経済再建の基
本問題』一九四六年

第五節 国土の開発

過去における日本は、問題の解決を常に外に求めた。その結果、国内においても既に屢述せるごとく旧き社会的諸関係を残存せしめたと同時に、自らの国土の開発についても充分な努力が払はれなかつた。中世的な農村、舗装なき道路、不自由なる公共機関などは過去において内部の充実に乏しき諸施策の象徴とも見られよう。今後の日本は、過去において外に向けられたエネルギーを内

に向け、社会的には旧き諸関係を清算して近代化に前進すると共に、健康且つ生産的な国土の建設に志さねばならない。国土の開発は国内における雇傭を増大し、国内生産力の向上により輸入負担を軽減し、さらに生産の環境を全般的に改善することによって生産コストを引下げ、輸出貿易の競争力を強化する。従来我国における各般の施策は、目前の利害に迫られた糊塗的彌縫策が多く、長期に亘つて顧みれば国力の損失あるひは濫費に終つてある場合が少なくない。今後は出来得る限り基本的な諸施策に集中すべきであり、特に国家が自ら実施すべき諸施策は国民の活動力を能率的効果的に発揮せしむるごとき基礎条件の造出に資することを眼目とすべきである。

〈中略〉

二、新たな国土計画の樹立

日本再建の発足点において新しき構想に基く国土計画が用意されねばならない。其の目標は民族健康の保持と生産力の基本的培養に置かれ、其の上に人口と産業の能率的な配置計画が組立てられるべきであらう。

※デジタル版：下記HP上で、見やすく、公開されているもの

<https://www3.library.pref.hokkaido.jp/storage/content/52352/book/index.html#page=1>

【資料編の内容：全2巻（計画卷数）】

- 資料編1：戦前（1868年～1945年） ※令和8年度刊行予定
- 資料編2：戦後（1945年～2022年） ※令和10年度刊行予定

【資料編作成に対する考え方】

《滋賀県史編さん大綱「第3方針」：抜粋》

- 4 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。
その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。
また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。

《『滋賀県史 資料編』執筆要領：抜粋》

【原稿について】

- 一、本書の理解に役立つように、分野ごとに「解説」を設けること
- 一、各資料は綱文（事件等の概要を表す文章）をたてて掲出し、必要に応じて末尾に注を付すこと。
- 一、各資料の採用にあたっては、可能な限り一次資料を採用し、資料本文の前に資料（簿冊）名、資料群名、資料番号等を表記すること。
- 一、出典の下には資料の内容をあらわす日付を表示し、推測による場合には（ ）を付すこと。

掲載例

大津県令松田道之が県名の改称を大蔵省に求める。

3〔太政類典〕（国立公文書館蔵 大正一七・一八） 明治四年一月二日

当時県庁の儀は、御一新の初年円満院門室を借り受開庁候に付、既に大津地内にては無御座、即滋賀郡別所村に候処、今や諸県改置御盛幸の際に当り、依然元幕府代官所たる大津の名号を因襲罷在候ては、徒に名実相反するのみならず、元来愚民の固著破れ兼、自然開化の進歩に障碍不少奉存候。然るに普通議論より之を謂へは、実地事を施す名義の如き敢て聞せずと申儀も可有之乎に候得共、抑も前段具陳する所を以て視るときは、名義の實事に關涉する亦大也と奉存候。且今般の如き大機會不可復得と奉存候間、仰希くは此機に乘し断然大津県の名号を被廢、現在の郡名を取り滋賀県と被為相改、地方の旧面目を一新、愚民の固著を折破被為在度、道之等始一同地方の形勢目撃する所を以て奉建言候。何卒至急御採用被下度候。以上。辛未十二月

〔注〕この上申書は「至当」と認められ、明治五年一月に滋賀県

え何置候儀御坐候中、別紙写の義は尤政府の御詮議を仰候儀に候処、表向伺書而已にては地方の情実難免を恐れ別に呈一書煩貴閣候。何卒前段の愚見御推考格別の御高議を以御特許被下度、井上大輔（おおいだのすけ）も續々願置候に付宜御参考被下度候也。忽々敬白。

壬申四月九日

滋賀県令 松田道之

参議大隈殿閣下

〔注〕別紙として、大蔵省宛「外国人当夏避暑の爲め湖辺へ來遊御指許願書」の写しが添付されている。このなかで松田は、京都博覧会の閉幕後、外国人に琵琶湖周辺を避暑地として提供すれば、県下の人民も開化に向かうと提言している。

県令松田道之が地方議会の開設順序を県官員に示す。

10〔松田県令告諭所見類集〕（滋賀県特定歴 明治二・四）

一八七四年一月一日

県治所見を述て滋賀県諸官に示す。〔中略〕

一先つ県会議事を興し、次に区会、次に町村会と順次に興し、努めて人民に權を与へ、本分の義務を任せしむ

と改称している。なお、明治五年二月には、長浜県も大上県と改称しているが、県庁舎のある彦根の名を取つては、旧習を一新できないとして、郡名が採用されている（公文録）。

松田道之が大隈重信に県下人民の旧習意識を報告する。

5〔松田道之書簡〕（大蔵省蔵 文書三〇二四） 明治五年四月九日

弥御清榮御奉職奉敬賀候。然るは下官義昨職当県へ赴任の日より先つ地方の景況を熟察仕候に、管地六郡凡石高四拾五万人口三拾万、土地の距離東西二十一里南北十七里、土質沃饒殊に富豪の民多く、随分大県にて前途県治施設の楽み屹度有之場所に御坐候。然るに是迄は甚た開化日新に後れ、世界の形勢を不知より眼前の小利を計り世の公益を不謀、是か為め従前大商巨賈ありと雖も自私独占にして協同戮力の大利益あるを不知、沃土饒地と雖も其割合に比すれば物産の蕃殖少く、畢竟一般旧習の營業を免かれざる乎。本来は富実の力を有しなから其能力を尽す不能は実に遺憾の至と存候。依て昨職已來釐正の目的施設の方法専ら愚算を運らし罷在候に付、追々順序を以大蔵省え可相伺と奉存候。附ては今般四事件同省事。

此件は先つ町村会より区会、県会に至るへき処、当県下人民の開明進歩の程度を量り、緩急順序最も注意せざるへからず。故に先つ試みに県会を興して、其体裁と章程とを熟知せしめ、其議事の人民に便なるを覚へしめて後、其景況に依り区会、町村会を興すを以て、当県下人民の度に適するものと為す。而して議事の体裁及び章程も亦、方今吾邦の政体と当県下人民開明の程度とに依て折衷取捨し、其宜しきに適するものにあらざれば、議事会の弊害妨くへからざるに至る。謹しますんはあるへからず。議事章程別に示す。〔後略〕

〔注〕本資料冒頭に松田は、県庁の役割として、人民の自由を妨げることも、全くの自然に任せることも否定している。そのため、地方議會を普及させるにあつても、開設順序が最も注意すべきことであり、まずは縣会を設置して人民に經驗を積ませ、議會の有用性を理解させることの重要性を強調している。明治五年一月に松田が設置した「議事所」（資料4参照）も、その試みの一つといえよう。

【参考】『滋賀県史 資料編』執筆要領抜粋（抜粋）

難読漢字には送り仮名を記載

必要に応じて末尾に注を記載

【資料編の内容：全22巻（計画卷数）】

- 考古：全3巻 ○古代中世：全3巻 ○近世：全4巻 ○近代：全3巻 ○現代：全3巻
○民俗：全3巻 ○文化財：全3巻

【資料編作成に対する考え方】

《高知県史編さん基本方針「第3 方針」：抜粋》

- 4 資料編については、本県の特徴的な資料を重点的に収録するとともに、できるだけ地域に偏らない資料の収録を心がける。
- 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。
- その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。
- また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。

《高知県史編さん近代部会「新たな高知県史【近代編】の編集について」：抜粋》

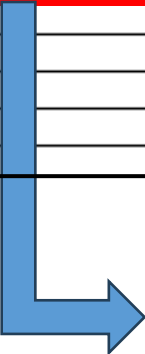
【第2 編集の基本的な方針】

- (2) 丹念な調査を心掛け、政治、経済、社会、文化の各分野から幅広く資料を収集し、掲載項目のバランスにも配慮して、高知県の近代社会の推移が県民によりよく理解されるような編集を目指す。
- (3) 注目の集まる土佐の自由民権運動については、反民権派の活動にも配慮するとともに、幕末維新期からの流れや後世への影響にも注目し、一定の紙面を割いてその特色が十分理解される内容を目指す。
- (5) 悉皆的な調査により、新たな歴史資料の発掘に努める。また高知県の歴史に関する最新の研究成果を反映させ、これからの研究者や、高知県の近代史に関心を持つ人々に研究材料を提供できる近代資料編及び本編を目指す。

【参考】第12回高知県史編さん編集委員会（R7.7.1）における「近代部会」活動報告資料（抜粋）

（近代の「資料編2」に係る構成案：抜粋）

（近代資料編2 構成案）（2025年7月1日第12回編さん編集委員会）			
章	節	主要項目	含まれる小項目
Ⅶ 宗教	キリスト教団の活動	教団活動	高知教会、多田素、土佐教会、砂川竹蔵、地方伝道、聖公会
		細川義昌・梶、安芸喜代香	日記に見る布教活動
	仏教教団の動向	仏教教団	
	神社制度・神道	神社制度	創建神社、中村大神宮、一宮塩竈神社、社格昇格運動、神饌供進制度
	新宗教の展開	新宗教	天理教、神宮教
	民間信仰	民間信仰・行事	
Ⅸ 人口と移動	近代高知の人口	人口統計	
		人口関係資料	戸籍制度、寄留制度、人口調査
	移住と移民	国内移住	北海道、高知殖民会、武市安威
		植民地と高知県人	台湾、朝鮮
		海外移民	ブラジル、その他地域
X 特論（近代高知の特色）			
	山内家・旧家老家・旧藩士族	山内家と旧家老家	山内家の役割、旧家老家、山内家編輯所
		士族問題	復祿請願運動と維新殉難者・民権運動顕彰運動
		祖先祭祀・神格化	山内家、加賀野井家（双光神社）
	四国霊場・西国巡礼	霊場資料	寺院調査、霊場所蔵資料
		巡礼記録	
	近代高知の地域性	室戸岬と足摺岬	
		土佐論・土佐人論	
		紀行文に見る高知県	大町桂月（「三十八年ぶりの故郷」）



掲載項目のバランスに配慮しながら、関心の高い事項については、一定の紙面を確保

【資料編の内容：全25巻（刊行済）】

○考古：全4巻 ○古代：全2巻 ○中世：全4巻 ○近世：全7巻 ○近現代：全8巻

【資料編作成に対する考え方】

≪青森県史デジタルアーカイブシステム掲載「青森県史の概要」：抜粋≫

【県史編さんの目的】

青森県の歴史的発展過程を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、**貴重な歴史的資料を県民共有の財産として永く後世に伝え**、あわせて進むべき本県の将来を展望し、さらには、21世紀を担う人材の育成を図ること。

【県史編さんの方針：抜粋】

- できるだけ平易な文章で記述するとともに、写真・図版・統計資料なども多く収録して県民に親しまれるものとする
- 普及のためにマルチメディアを積極的に活用**すること
- 本県の歴史を正確に記録・記述するために、**県内外にわたって広範囲に資料調査を行う**こと
- 資料の収集・整理は、編さん終了後の保存・活用を念頭に入れて行う**こと

【資料について】

編さん過程における資料調査では、およそ**72,000点に及ぶ膨大な資料を収集**しており、これらは本県の歴史を調べ、考え、知る上で貴重な資料群となっています。

県史編さんが始まった当時は「マルチメディアの活用」としていましたが、20年あまりを経て、**資料のデジタル化をはじめIT技術の進歩には著しいもの**があります。

そこで、本県では「**青森県史デジタルアーカイブス**」を構築し、県民をはじめ皆様が**気軽に県史の文章や資料の検索、資料画像の閲覧ができるように取り組む**こととしました。青森県全域の歴史、民俗、文化財、自然に関することを網羅する本アーカイブスを通じて、県史編さんの成果がさまざまな方面で活用されることを願っています。



青森県史 : [01 青森県史資料編考古1](#)

下位カテゴリ

[I部 旧石器時代](#) [II部 縄文時代 草創期～中期](#)

青森県史・鑑書書名, 青森県史書名, 県史鑑書書名, 刊行年, 部・章 (青森県史), 部・章 (県史鑑書), 章・節 (青森県史), 章・節 (県史鑑書), 節・項, 項・その他, 資料番号, 資料名

1 [01 青森県史資料編考古1](#), [01 青森県史資料編考古1](#), , 2017, I部 旧石器時代, , 1章 時代概説, , 1節 旧石器時代の自然環境, , , 1節 旧石器時代の自然環境

I D	ARCH1-1-1-1
青森県史書名	01 青森県史資料編考古1
刊行年	2017
部・章 (青森県史)	I部 旧石器時代
章・節 (青森県史)	1章 時代概説
節・項	1節 旧石器時代の自然環境
資料名	1節 旧石器時代の自然環境
ページ	2～7
	1. 最終氷期の気候変動 人類の時代は、地質区分においては第四紀にあたる。第四紀は一般的に氷河時代とも呼ばれ、高緯度地帯や山岳地帯を中心に氷河や氷床が発達した時代である。氷河時代の気候は一定ではなく、寒い時期である「氷期」と、比較的暖かい時期である「間氷期」が繰り返されていた(図1)。 縄文時代以降、現代にいたるまでは比較的暖かい間氷期に相当し、「後氷期」ともいわれる。旧石器時代は氷期にあたるが、これまでの氷期と間氷期のサイクルにおいて最後の氷期となることから、「最終氷期」とも呼ばれる。 気候変動の要因は、深海底や数万年にもわたる氷層が堆積する南極やグリーンランドで得られたボーリングコアの酸素同位体比などの分析により、地球の公転軌道の変化、地軸の傾き、歳差運動をもとに地球が受ける日射量の変化(ミランコビッチサイクル)などによるものであることがわかってきた。 地球全体の気候変動は、酸素同位体比などの具体的なデータにより解明されつつあり、氷期の区分については海洋酸素同位体ステージ(Marine Isotope Stage, 以下MIS)が用いられている。 MISは、間氷期には奇数番号、氷期には偶数番号がふられる。約75,000～60,000年前の寒冷期はステージ4(MIS4)、約60,000～28,000年前の亜間氷期はステージ3(MIS3)、約28,000年前から12,000年前の寒冷期はステージ2(MIS2)、約12,000年前以降の間氷期である現在はステージ1(MIS1)で、ステージ4からステージ2の氷期は最終氷期とされている。そのうちステージ2の約28,000年前頃から19,000年前は、寒冷化の最盛期である。その後、ステージ1にかけて寒冷期、温暖期と寒暖を繰り返し、約12,000年前頃の寒冷期の終わりから始まる急激な温暖化によりステージ2は終わりを迎える。温暖化は急激で、わずか数十年で5℃から7℃も気温が上昇したとの指摘もある。この約11,700年前の温暖化の開始をもって、更新世と完新世を区分している。 日本列島の旧石器時代遺跡は、後期旧石器時代のステージ3からステージ2にあたり、県内で現在確認されている旧石器時代遺跡はステージ2に位置づけられる。

各道県に共通する基本的考え方

- ・ 史料の所在・状況把握、散逸防止
- ・ 道県民共有の財産として後世に継承
- ・ 道県民の理解促進と利活用の向上

のために、

「資料編」（デジタル版含む）を作成する

ウ 岩手県で想定される対応案（岩手県史において「資料編」を作成した場合のイメージ）

上古編・上代編

第7章 平泉文化

第三節 関山中尊寺

三 落慶の盛儀と供養願文

中尊寺造営は藤原清衡の悲願であり、落慶供養の晴れの盛儀にささげた供養願文に清衡の悲願が込められている **(史料1)**

《史料1：中尊寺建立供養願文》

- 所有者：大長寿院
- 管理団体・管理責任者：宗教法人中尊寺
- 国宝・重文区分：重要文化財
- 重文指定年月日：1915年3月26日
- 概要



- ・ 南北朝時代、南朝方の鎮守府将軍北畠顕家が、藤原清衡の中尊寺建立に対する願意などを後世に伝えるべく、清衡が書いた「中尊寺建立供養願文」を書写したもの。
- ・ 清衡は、願文において、争いのない平和な国にすることを誓っており、平和な世の中を目指して国造りをはじめた例は、世界の歴史の中でも極めて珍しく、清衡の平和国家建設にかける強い思いを示している。

- ・ 記述の根拠が明確になり、後から検証可能となる
- ・ 史料の所在・保存状況を把握でき、散逸防止につながる
- ・ 通史編を分かりやすくし、県民・教育現場で活用しやすくなる

(2) 考古学史料データが不足

ア 構成員からの御意見

熊谷 会長
(盛岡大学名誉教授)

・考古学では、発掘調査によって史料が増え、それによって歴史の見方も変わっていくが、現行県史は、高速道路や新幹線の建設に伴う1970年代以降の大規模な発掘調査が本格化する前に作られたものであるため、現在から見ると、考古史料のデータが圧倒的に不足している。

・例えば、現行県史では、縄文時代中期の竪穴住居は10棟ほどしか扱われていないが、現在、御所野遺跡のように、1つの遺跡だけで100棟以上もの住居跡が確認されている例があり、この差を見ても、現行県史の時代と現在とでは、史料の量が全く違うことが分かる。

・現在の考古史料の情報量は、現行県史の時代に比べて、何十倍どころか、千倍以上に増えているので、今、改めて県史を作るのであれば、全く新しい、より豊かな岩手県の歴史を描くことができるはずである。



◇考古学分野は、1970年代以降の大規模発掘調査で発展しているため、研究成果が反映されておらず、史料データが大きく不足

◇後発の発掘調査により、個々の文化財の位置付けが大きく更新

【参考】考古学分野における後発の発掘調査・研究成果の例（第1回懇話会資料：抜粋）

【御所野遺跡（一戸町）】

1989（平成元）年～ 2012（平成24）年	・長期の発掘調査で、東西約50m、南北約120mの細長い台地のほぼ全面に集落の跡が広がっていること、遺跡の中央に配石遺構を伴う墓域と祭祀場である盛土遺構が形成され、その周囲に竪穴建物跡が配置されている集落構造であること、中型竪穴住居や大型竪穴住居に土屋根があったことなどを明確に確認
1993（平成5）年	・国指定史跡指定（追加指定：2006(平成18)年、2014(平成26)年）
2015（平成27）年	・「一戸町教育委員会2015『一戸町文化財調査報告書70：御所野遺跡』」において、東北地方北部から北海道南部にかけて広がる円筒土器文化圏内で成立し、東北地方南部の大木式土器文化圏の影響を受けながら、縄文時代中期中葉から末葉まで存続したこと、石器製作の石材に珪化木が多用され、定型剝片石器の約9割を石鏃が占めること、秋田県男鹿半島を原産とする石材の利用やアスファルト塊の出土から、遠隔地との物流が行われていたこと等が明確化
2021（令和3）年	・世界遺産登録

【胆沢城（奥州市）、志波城（盛岡市）、徳丹城（矢巾町）】

胆沢城跡	2019（令和元）年	・「奥州市教育委員会2019『岩手県奥州市埋蔵文化財調査報告書36：胆沢城跡一平成26・27年度第103～105次発掘調査概報一』」において、創建期のみと想定されていた外郭南門の掘立柱の門が2時期あると確認、通常五間門には存在しない内部構造に関わる柱穴2期を新たに検出
志波城跡	1976（昭和51）年～ 1977（昭和52）年	・東北縦貫自動車道の建設工事に先立った盛岡市南西部の太田方八丁遺跡の発掘調査において、築地堀跡や大溝跡、多くの竪穴住居跡や平安時代初頭の土器を発見、志波城跡として注目
	1984（昭和59）年	・国指定史跡指定
徳丹城跡	1969（昭和44）年	・国指定史跡指定（追加指定：2007(平成19)年）
	2005（平成17）年～ 2010（平成22）年	・第4次5ヵ年計画に基づく発掘調査において、周溝で囲まれた2つの工房施設とそれに付属する複数の建物群からなる工房施設群の存在が明確化、2つの工房施設群に挟まれた空間で井戸跡を発見、黒漆が塗布された木製甕が出土

イ 他県等における対応状況

(考古分野を編さん対象とし、現在編さん中及び近年編さんが終了した主な県における内容と考え方)

高知県

【考古編の内容（計画）】

○資料編：全3巻（令和11、14、17年に刊行予定）

○本編（通史編）：全1巻（令和21年に刊行予定）

【考古編に対する考え方】

《高知県史編さん基本方針「第3 方針」：抜粋》

6 学術的な調査・研究の成果を広く取り入れ、高い水準をもつ県史を編さんし、本県の文化と教育の発展に積極的に活用する。

《高知県史編さん古代部会「新たな高知県史【考古編】の編集について」：抜粋》

【第2 編集の基本方針と目標】

(1)「考古編」の発刊

現行県史の刊行から60年近くが経過した現在、高速道路の延伸や高知空港滑走路の延長などの大規模公共事業に先立つ記録保存調査と、市町村が実施してきた記録保存調査で得られた知見は、豊富なものとなっている。そして、考古学とそれに関連する分野の研究も蓄積されてきた。

それらの情報量は膨大ではあるが、可能な限り調査に取り組んで記録を作成し、次の世代に引き継いでいく必要がある。

そこで、高知県の考古資料と、これまで蓄積されてきた考古資料の調査そして研究の成果を総括し、確実に次世代に引き継いでいくため、新たに「考古編」（資料編3巻、本編1巻）を発刊する。

（考古分野の調査進捗管理表：抜粋）

作業 No.	遺跡名		所在地	時期	発掘調査	報告	内容									
	名称	読み方					報告書		包蔵地調査カード	図版			文章			
							PDF	OCR		位置図	遺構分布図	遺構図	遺物	遺跡の概要	調査研究の成果	遺跡の価値
1	高岡原古墳群	たかまがはら	高知市会食	縄石刃	○	報告	○	○	○	○			○	○	○	○
2	宇須々木遺跡	うすすき	宿毛市宇須々木	ナイフ	×	報告	○	○	○	○				○	○	○
3	竜ヶ迫遺跡	たつがさこ	大月町	ナイフ	○	報告	○	○	○			×				
4	奥谷南遺跡	おくたにみなみ	南国市岡豊町	ナイフ・銅石刃	○	報告	○	○	○							
5	新改西谷遺跡	しんかいにしに	香美市土佐白田町	ナイフ	○	報告	○	○	○		×	×				
6	大月町内河津段丘	おほつきちのかわづだんじ	大月町	ナイフ・銅石刃	○	報告	○	○	○		×					
7	平野遺跡【地区】	ひらの	四万十町	ナイフ・銅石刃	×	報告	○	○	○		×					
8	双海遺跡【地区】	ふたみ	大月町	ナイフ	×	報告	○	○	○		×	×				
9	土佐清水山南遺跡	とろしみずさんなんざい	大月町	ナイフ・銅石刃	×	報告	○	○	○		×	×				
10	四万十川流域	しよんじゆがわりゆういき	高知市土佐区・四万十町	ナイフ・銅石刃	×	報告			○		×	×				
11	松田川流域	まつだがわりゆういき	宿毛市	ナイフ	○	未報告	○		○		×	×				
12	物部川流域	ものべがわりゆういき	香美市・香南市	ナイフ	○	報告	○		○		×	×				
13	その他の地域	そのたのちい	岡崎市・黒瀬町	ナイフ・銅石刃	○	報告	○		○		×					

後発の発掘調査結果や文献の記載を踏まえ、調査内容を計画・実施

（考古分野の調査結果取りまとめ：抜粋）

9. ナシケ森遺跡と周辺の旧石器時代遺跡（幡多郡大月町弘見）

ナシケ森遺跡、ナシケ森Ⅱ遺跡、大内遺跡

1. 遺跡の概要

幡多郡大月町弘見に所在する。旧石器時代の遺跡は、弘見字ナシケ森のナシケ森遺跡とナシケ森Ⅱ遺跡（ナシケ森第2地点遺跡）、弘見字大内にある大内遺跡の3遺跡である。

周辺には標高 50～100m 前後の低丘陵が点在し、丘陵に挟まれて谷底平野が形成される。ナシケ森遺跡はこれらの丘陵の一つにあり、標高約 65～85m の斜面とその周辺に立地する。谷を挟んで対岸の丘陵上にナシケ森Ⅱ遺跡が、直線距離で北東に約 1.2km 離れた丘陵先端部に大内遺跡がある。

ナシケ森遺跡は、1993 年山口将仁氏により発見された遺跡である。大月町教育委員会による学術発掘調査が 1994～1996 年度までの 3 年（第 1 次～3 次調査）、県営ほ場整備計画に際して事前の試掘調査 2 年にわたり行われた。

遺跡の山側を A 地点、谷を挟んで 200～300m 離れた丘陵先端を B 地点、その間に挟まれた谷の水田部分（ほ場整備対象地）を C 地点として調査は進められた。B 地点に連なる丘陵部がナシケ森Ⅱ遺跡（第 2 地点遺跡）である。

旧石器時代の遺物は採集によるものが大半だが、発掘調査で B 地点からナイフ形石器が 1 点（第 3 図）出土している。

斜面部からは石器を中心とした遺物が多量

第 1 図 ナシケ森遺跡・ナシケ森Ⅱ遺跡・大内遺跡
位置図（S-1/25,000）



第 2 図 ナシケ森遺跡 A 地点（柱状穴群露出）



旧石器時代レイアウト見本

引用・参考文献

山口将仁 1997「高知県下の旧石器と楔形石器（1）・（2）」『旧石器考古学』54 号・55 号

2001「ナシケ森遺跡」高知県幡多郡大月町教育委員会

木村剛朗 2003「南四国の後期旧石器文化研究」幡多郷文研

【考古編の内容（刊行済み）】

○資料編：全4巻

○通史編：「通史編1」として「原始・古代・中世」

【考古編に対する考え方】

≪ 青森県史デジタルアーカイブシステム掲載「青森県史の概要」：抜粋 ≫

【県史編さんの方針：抜粋】

○学術的に高度な水準を保つとともに、学際的な研究成果も十分取り入れること

I D	ARCH1-1-1-1
青森県史書名	01 青森県史資料編考古1
刊行年	2017
部・章（青森県史）	1部 旧石器時代
章・節（青森県史）	1章 時代概説
節・項	1節 旧石器時代の自然環境
資料名	1節 旧石器時代の自然環境
ページ	2～7
	1. 最終氷期の気候変動 人類の時代は、地質区分においては第四紀にあたる。第四紀は一般に「期」と、比較的暖かい時期である「間氷期」が繰り返されていた（図1）。縄文時代以降、現代にいたるまでは比較的暖かい間氷期に相当し、「呼ばれる」。 気候変動の要因は、深海底や数十万年にもわたる氷層が堆積する南極の日照量の変化（ミランコビッチサイクル）などによるものであること。地球全体の気候変動は、酸素同位体比などの具体的なデータにより解明される。MISは、間氷期には奇数番号、氷期には偶数番号がふられる。約75,000年前の冷期はステージ2（MIS2）、約12,000年前以降の間氷期である現在（MIS1）の最盛期である。その後、ステージ1にかけて寒冷期、温暖期と寒暖を繰り返す。7℃も気温が上昇したとの指摘もある。この約11,700年前の温暖化の間氷期日本列島の旧石器時代遺跡は、後期旧石器時代のステージ3からステージ4に属する。

4. 動物

日本の国土の大半を覆う土壌は火山灰に由来するため、酸性で人骨や動物骨など有機質遺物が残りにくい特性をもっている。そのため、動物骨が発見されるのは石灰岩洞窟などの限定的な環境下であり、生息した動物の全体像やヒトとの関係を把握することが難しい。

遺跡から動物骨が出土した例としては、長野県上水内郡信濃町野尻湖にある立が鼻遺跡から、約30,000年前にさかのぼるナウマンゾウ・オオツノジカの化石が石器とともに出土している。出土状態などの分析から、同遺跡は大型獣の解体場である可能性も指摘されている。

青森県では、これまで東通村尻屋・尻屋、東北町沼崎・小川原湖底、七戸町七戸川岸、おいらせ町錦ヶ丘、戸作崎沖海底において更新世動物化石を産出している。大型獣としてはナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・トラなどの絶滅動物や二ホンジカを産出している。石灰岩地帯である尻屋・尻屋ではほかに、ウサギ・ニホンザル・オオカミ・キツネ・タヌキ・ヒグマ・オットセイ・アシカ・トド・鳥類など多様な化石も産出している。七戸町で発見され、当初アオモリゾウと命名されたゾウについては、現在ではナウマンゾウとしてとらえられている。これらの化石は石器を伴わず、年代は県内でこれまでに確認されている旧石器時代遺跡よりも古いものと推定されている。

慶應義塾大学文学部民族考古学研究室を中心とする調査団により、東通村尻屋安部洞窟（安部遺跡）ではヒトと動物との関わりを探る発掘調査が平成13年（2001）から継続されている。ナイフ形石器とともにウサギの骨が多く出土し、それらは狩猟によるものである可能性が指摘されている。

寒冷化に伴う海氷の拡大により氷床の浅い海域が陸地化し、大型獣の往来が可能となった。大陸からは、ナウマンゾウ・オオツノジカなど南方系の動物が朝鮮半島や対馬を経由して本州に到達し、マンモス・バイソン・ヘラジカ・ヒグマなど北方系の動物はサハリンを経由して、北海道に渡り、その一部は本州に到達した。そして、寒暖を繰り返す気候変動に合わせてそれぞれ分布を拡大したり縮小したりしたものと考えられている（図5）。

県内では、ナウマンゾウの化石が発見されているが、マンモスの化石は発見されていない。マンモスは津軽海峡を越えて南下することはできなかったと考えられている。津軽海峡を境とした動物分布の境界線であるブラキストン線は、津軽海峡に陸橋ができなかったことに起因していると思われる。

また、尻屋安部洞窟からは、ヒグマ・カモシカ・ヘラジカ・ウサギ・テン・タヌキ・ネズミなどの獣骨が出土している。これらすべてが、ヒトによって持ち込まれたものかは不明であるが、一部は火によって焼けた痕跡もあり、ヒトが関わった可能性がある。

発掘調査の実施状況を踏まえ、考えられる可能性等を記載

ウ 岩手県で想定される対応案

(後発の発掘調査結果を踏まえた考古学史料データを反映した岩手県史のイメージ)

(志波城に関する記載イメージ)

- ・ 現行県史では、**疑定地 6 説**を紹介
- ・ 1976年から1977年、当時「太田方八丁遺跡」と呼ばれていた志波城跡について、**東北縦貫自動車道の建設工事に先立ち、岩手県教育委員会が発掘調査を実施**
- ・ 当該調査において、築地塀跡や大溝跡、多くの竪穴住居跡、平安時代初頭の土器などが発見され、「**太田方八丁遺跡**」が志波城跡ではないかと注目
- ・ その後の**盛岡市教育委員会による発掘調査による成果を踏まえ、1984年に「志波城跡」として国史跡に指定**



志波城跡全体図
(太田方八丁遺跡範囲確認調査報告 (盛岡市教育委員会))

1970年代以降の大規模発掘調査等を踏まえた研究成果を取り入れることにより、
学術水準の高い県史とすることが可能となる

(3) 民俗分野における記述に偏りがある

ア 構成員からの御意見

佐藤 構成員
(盛岡大学教授)

・現行県史の民俗編は、農業・稲作を中心とした衣食住に、舞踊や民謡などを加えた構成になっている。昭和40年代の編さん当時の感覚では、岩手県は稲作が主要であったと理解できるが、沿岸部には漁業を中心とした地域があり、山村であれば林業もあり、都市部には商業、工業、鍛冶、工芸などもあることを考えれば、現行の民俗編の内容は、農業以外の記載がかなり薄く、偏った構成となっている。



◇民俗編の記述内容のバランスに偏りがあり、全体的な視点で、民俗の歴史性や地域の特色を理解するには不十分

【参考】現行県史における民俗編の内容

《現行県史 第11巻「民俗編（衣・食・住・舞踊その他）」目次（第1回懇話会資料：抜粋）》

第一章 平 常 食	100
第二節 非 常 食	101
一 行 事 食	101
二 農家の年間行事と休日	102
三 祭祀の若干例	103
四 年中行事食	104
五 特別食(冠婚葬祭など)	105
六 救 荒 食 習	106
第三節 調理方法と調味料	107
一 調理と調味料	107
二 総 括	108
第四章 諸 業 民 俗	109
第一節 農 業 民 俗	110
一 田植までの作業習俗	110
二 畑作慣習の二三	111
三 秋仕舞・その他	112
第二節 その他の民俗	113
第三節 農 具 一 般	114
一 般 物 容 器	115
二 開墾用具・耕作用具	116
三 稲扱き・脱穀・精白その他	117
第五章 舞 踊 と 民 謡	118
第一節 舞 踊	119
古 舞	119
神 楽	120
一 神 楽 総 説	120
二 南部神楽の(一)	121
三 南部神楽の(二)	122
四 社 風 神 楽	123
五 神楽の順序と歌謡謡詞	124
六 神楽歌にみる御祝詞	125
踊 れ た 舞 踊 詞	126
剣 舞 そ の 他	127
盆 中 心 の 唄 と 踊 り	128
県北盆踊り唄の異相	129
県南の盆踊り唄	130
鹿 子 踊 り	131
奴 子 踊 り	132
雑 踊 り	133
田植踊・えんぶり・その他	134

(第四章「諸業民俗」の内容)

- ・ 全三節で構成される内容のうち、**第一節及び第三節が「農業」**に関する内容で、**併せて120ページ**に渡って記述
- ・ **第二節「その他民俗」**は、「**一 山村民俗**」及び「**二 海辺の民俗**」の2項目の内容について、**併せて4ページ**で記述（一部抜粋した内容は次ページ）

一 山村民俗の二三

農作物の収穫が済むと、冬仕度を兼ねて、農山村の男性は、萱刈り、燃料柴刈り、棚木薪伐りに従事することになり、そのうち家庭の燃料用としての薪伐りは重要である。晩秋に伐った棚木は雪を利用して搬出され、その薪は春・夏・秋・冬の四季を通じて費消されるのである。年間消費量は大きい。

山林に入りこんで、雪上で棚薪を伐り出すことは「春木伐り」と称した。春木は山の谷川近くに積んで乾燥しておき、秋期に川の水を利用して村里に流し運んで陸揚げし、そこから各家庭に持ち運んだ。その陸揚げの場を春木場と称したことから、春木場の地名が発している。浅春のころ伐り出す薪であるところから春木と称したものであろう。この棚薪は各家庭に運び込まれるのは初冬の季節となるから、実際は翌年の燃料補給ということになる。

山林中で薪伐り出しに使用する用具は、鋸・鉋・蒿口・雪除けヘラ・鉋の外、それを入れる容器、口矢・その補助具として、鋸や鉋を磨く小道具が必要であったし、寝泊りするためには、寝具一式・炊事一式・食品一式をもって、山小屋生活に従事していた。木炭焼き生活もまた大抵同一である。そこには女性を交えない山の戒律があつて、山の生活を営んでいた。

特殊な例としては、木地師・狩猟人がある。木地師の一群が、本県二戸郡の安比川水系に後年まで営業を続けており、曾つて北上川水系の雫石川上流地方にも居住していた痕跡がある。山の生活の習俗はそこにあった。また、またぎも、山立由来記などの巻物を伝えたりして、狩猟に従事しており、猟犬を大事に飼育していた。しかし、これら山中での生活や習俗は、山麓の里の生活や農業習俗と孤立しているのではなく、それと接触を保つての山の生活であり、山の作業に付随している。

二 海辺の民俗二三

本県の漁村は、北上山系から東の海に注入する河口等の周辺、または入江の湾の聚落などを中心として構成されている。南方の気仙郡から順次北に上閉伊郡・下閉伊郡・九戸郡と四郡にわたり、その間、広田・大野・門之浜・大船渡・綾里・越喜来・吉浜・唐丹^{以上、気仙郡}・釜石・両石・大槌^{以上、下閉伊}・船越・山田・宮古^{以上、下閉伊}・久慈^{九戸等の海灣があり、明治の中期この四郡のうち三十七町村が漁業に直接関係する町村であった。}

四郡三十七の町村には漁業専従の戸数は、凡そ二千戸と集計されている。県内戸数が十万户を下らぬから百分の二程度の漁業民があり、漁業に関する習俗が存続していた。本県農村の習俗は、北奥羽の民俗の一部であると同じように、本県東海岸の漁業習俗もまたその一部である。殊に漁民は船舶を利用してきて海上を交通するから、陸上の僻村に比較すると遙かに遠方と接触するので、三陸漁民の習俗は、東北の太平洋漁民の習俗でもあり、特に取り立てて述べる程でもあるまい。海岸の聚落にしても、大部分は農業を主業とし、漁獲は副業が本態であった。すると海辺村落もまた農村と同じような習俗を保持していることが考えられる。事実漁村の年中行事なども、農村のそれと区別することはできない。しかし、海上に作業することから、海潮の干満や風向に敏感であり、内陸部に比して、他郷との交渉は遙かに高かった。

船・魚など 本県東海岸のうち、気仙郡では、五太木船・釣溜船・小船・早波船・かつこ船、などの名称があった^{県土記引用。気仙郡は伊達藩の領域であった。}

その北方、釜石湾より以北は旧南部領であるが、南部領では、丸木着船・アミ引舟・与板船・小与板船・丸木メカリ船・カキカラ取船等があった。気仙で五太木船と称したのは、県北で五太力船と称したものと同じ型のものであろう。早波船は、これも県北でいうサッパ船であらう。手漕で操縦する小形の漁師舟を指すらしい。(続きあり)

(「海辺の民俗」の内容は3ページ程度)

(「山村民俗」の内容は1ページ程度)

イ 他県等における対応状況

（民俗分野を編さん対象とし、現在編さん中及び近年編さんが終了した主な県における内容と考え方）

高知県

【民俗編の内容（計画）】

- 資料編：民俗 1「ことばと伝承」（令和 9 年に刊行予定）、民俗 2「民具」（令和12年刊行予定）、民俗 3「民俗の歴史」（令和22年刊行予定）
- 本編（通史編）：民俗 1（令和16年刊行予定）、民俗 2（令和20年刊行予定）

【民俗編作成に対する考え方】

≪高知県史編さん民俗部会「新たな高知県史【民俗編】の編集について」：抜粋≫

【第 1 課題と目指す方向性（編集の前提）】

2 新たな県史で目指す方向性

(1) 高知県の風土から民俗を捉える構成

高知県の民俗の特色をより深く捉えるために、本編は県内の海岸部、平野部、山間部などといった地理的特性ごとの文化、言い換えれば「風土」に着目した構成とする。

(2) 実地調査に基づく記述

上記の構成に従い、県内で設定した調査値にて実地調査を行う。聞き書き調査や資料調査にて収集した最新の資料を用いて、現代の高知県の民俗を記述することを目指す。

【第 2 編集の基本的な方針】

(1) 基本的な民俗分類を網羅的に扱うことを目指すとともに、そこにとどまらず、県内の地域的な民俗の特色を理解してもらえるような構成を目指す。

(2) 民俗編では新たな調査から資料を収集するのみでなく、高知県の民俗についてのこれまでの先行研究を整理し、それを適切に引き継いで編集を行う。

(3) 民俗資料調査や編集の過程では、できるだけ多くの県民や団体に参画してもらい、今後の本県の歴史調査・研究を担える人材の育成を重視した編さんを行う。

【参考】第4回高知県史編さん委員会（R4.10.8）における「民俗部会」編さん計画報告資料(抜粋)

Ⅱ 民俗部会に関する事項

1 対象とする分野

原則として、高知県下における衣・食・住、生業、祭礼、信仰、民俗語彙、民話、民具などの民俗文化を対象とします。

対象によっては他部会と隣接する場合がありますが、部会間の連携を図りつつ編さん作業を進めていきます。

4 民俗資料調査

(1) 県内の現地調査

ア 合同調査

県内市町村において、委員と県史関係者による合同調査を実施します。調査内容の概要は次のとおりです。

- (ア) 関係者への聞き取り調査
- (イ) 生活道具、石造物、建築物、絵画資料などの調査
- (ウ) 祭り、行事、芸能などの調査
- (エ) 民俗関連の文献、また必要に応じて古文書の調査

<令和4年度>

10月頃に3泊4日で、山間である大野見や、いわゆる「町、浦、郷」を擁する久礼など、多様な性格の地域を含む中土佐町にて総合的な民俗の合同調査を実施

<令和5年度>

中土佐町での合同調査を継続するか、または、新たに地域を選定して実施するかについては、調査の実情に応じて判断する

<令和6～7年度>

県史をまとめる上で重要と思われる地域を選び実施する

(2) 文献調査

高知県の民俗に関して県内外で発表された論文、資料報告、著書等について、文献リストを作成し、関係者で共有するとともに、県史執筆の便宜を図る。

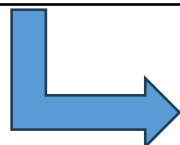
<令和4年度>

- ア 土佐民俗学会が発行した学術誌（『土佐民俗』100冊）
- イ 県内の市町村史（本編）に収載の民俗資料

<令和5年度以降>

- ウ 土佐史談会発行『土佐史談』に収載の民俗関連資料
- エ 市町村史関連（本編以外）の出版物で民俗に関係するもの
- オ 各地域の歴史を調査研究する団体が発刊する雑誌『須崎史談』『南国史談』『檣原史談』『大豊史談』など
- カ 県内の研究者、寺石正路、桂井和雄、吉村淑甫、高木啓夫、坂本正夫の著書。単行本としてまとめたもの。
- キ 県内で出版された雑誌等で民俗に関する記事（『月刊土佐』など）
- ク 県内で出版された民俗関係書籍（カ以外）。民俗誌、論集等
- ケ 県外で発行された民俗雑誌『民間伝承』『日本民俗学』に収載の高知県関係の民俗記事。
- コ 県外で出版された、高知の民俗に関する書籍。調査報告書、論集、民俗誌など
- サ 県外で発行された民俗雑誌のうち、『郷土研究』及び『旅と伝説』に掲載された、本県の民俗関連記事

（リスト作成の対象は順次広げていく）



- ・ 地理的特性ごとの文化、風土を網羅的に記述できるよう、対象とする分野に関する県内各地の資料調査を計画的に実施
- ・ 県内の民俗に関する先行研究を適切に引き継げるよう、文献調査を計画的に実施

【民俗編（別編）の内容】

- 民俗編（別編）：「資料 南部」「資料 下北」「資料 津軽」
- 本編（通史編）：「第3巻 近現代・民俗」

【民俗編（別編）作成に対する考え方】

≪青森県史 民俗編（別編）「資料 南部」：抜粋≫

【本書の概要】

青森県南部地方（八戸市・十和田市・三沢市・三戸郡・上北郡）の民俗文化を实地調査の成果をもとに、既存の調査記録もできるだけ取り入れて記述しました。当地方での広域を俯瞰した民俗誌としては、はじめてのころみです。

さらに菅江真澄遊覧記に見られる記録など、当地方の民俗を考えるうえで、知っておくべき歴史資料なども掲載しています。

三部構成として、第1部は实地調査を主とした民俗誌、第2部には当地方の民俗研究のあゆみを概観できる資料をまとめ、第3部には民俗に関連する歴史資料を抄録しました。また、写真資料をできるだけ掲載し、より具体的に南部地方の民俗を知ってもらえるよう配慮しています。

当地方の民俗の歴史性や地域の特色を全体的に理解でき、また民俗研究のうえで利用しやすい必携の資料集です。

【参考】青森県史デジタルアーカイブシステム掲載の「民俗編資料」

26 青森県史民俗編資料南部(411)

I部 民俗の諸相(357)

- [1章 社会構成\(34\)](#) [2章 生業\(38\)](#) [3章 衣食住\(81\)](#) [4章 人生儀礼\(22\)](#)
[5章 年中行事\(17\)](#) [6章 信仰\(50\)](#) [7章 民俗芸能\(20\)](#) [8章 口承文芸\(78\)](#)
[9章 声と音\(特論\)\(17\)](#)

II部 民俗研究のあゆみ(38)

- [0 目次 編集方針\(1\)](#) [1 概説—南部地方の民俗研究\(3\)](#) [2 解説\(8\)](#) [3 資料\(23\)](#)
[4 民俗資料緊急調査\(2\)](#) [民俗研究のあゆみ 年表\(1\)](#)

III部 民俗関連の記録資料(15)

- [0 目次・凡例\(1\)](#) [1 菅江真澄の日記・紀行\(5\)](#) [2 マタギ関係文書\(1\)](#)
[3 奥浄瑠璃諸本\(5\)](#) [4 神楽詞章本\(3\)](#)

[引用文献および参考文献一覧\(1\)](#)

27 青森県史民俗編資料下北(424)

I部 民俗の諸相(400)

- [第1章 社会構成\(38\)](#) [第2章 生業\(53\)](#) [第3章 衣食住\(98\)](#) [第4章 人生儀礼\(25\)](#)
[第5章 年中行事\(34\)](#) [第6章 信仰\(72\)](#) [第7章 民俗芸能\(27\)](#) [第8章 口承文芸\(32\)](#)
[第9章 声と音\(特論\)\(21\)](#)

II部 民俗研究のあゆみ(13)

- [1 概説\(3\)](#) [2 資料\(8\)](#) [3 民俗資料緊急調査\(2\)](#)

III部 民俗関連の記録資料(11)

- [1 菅江真澄の日記・紀行\(7\)](#) [2 恐山関係文書\(1\)](#) [3 寺社縁起類\(1\)](#)
[4 諸職関係文書\(1\)](#) [5 神楽詞章本\(1\)](#)

28 青森県史民俗編資料津軽(319)

I部 民俗の諸相(291)

- [第1章 社会構成\(21\)](#) [第2章 生業\(42\)](#) [第3章 衣食住\(75\)](#) [第4章 人生儀礼\(23\)](#)
[第5章 年中行事\(18\)](#) [第6章 信仰\(45\)](#) [第7章 民俗芸能\(17\)](#) [第8章 口承文芸\(35\)](#)
[第9章 声と音\(特論\)\(15\)](#)

II部 民俗研究のあゆみ(13)

- [1 概説\(1\)](#) [2 研究者・研究団体\(6\)](#) [3 資料\(4\)](#) [4 民俗資料緊急調査\(2\)](#)

III部 民俗関連の記録資料(15)

- [1 菅江真澄の日記・紀行\(1\)](#) [2 講関係文書\(1\)](#) [3 船霊関係文書\(1\)](#)
[4 マタギ関係文書\(1\)](#) [5 獅子踊関係文書\(11\)](#)

- ・ 地域別（南部・下北・津軽）に分けることにより、地域間における記述の偏りを防止
- ・ 民俗芸能や信仰のほか、社会構成、生業、衣食住、人生儀礼、年中行事、口承文芸、声と音などを項目立て
- ・ 既存の調査記録や民俗研究史も取り込み

ウ 岩手県で想定される対応案（岩手県史「民俗編」において農業分野以外の記述を農業分野と同等にした場合のイメージ）

民俗編

第4章 諸業民俗

第一節 農業民俗

- 一 田植えまでの作業習俗
- 二 畑作慣習の二三
- 三 秋仕舞・その他

第二節 山村民俗

- 一 浄法寺漆の漆掻き
- 二 ……
- 三 ……

第三節 海辺の民俗

- 一 ……
- 二 久慈・小袖の北限の海女
- 三 ……

一 浄法寺漆の漆掻き

- ・ 二戸市浄法寺町は日本で一番うるし掻き職人が多い場所であり、昔から漆の産業が盛んで、地名にも漆沢、漆畑、漆原などが残る
- ・ 平成19年、文化庁が資材の供給林及び技能者の研修林として、二戸市が所有する明神沢地区うるしの森を「ふるさと文化財の森」第一号に認定
- ・ 明治期以降、福井県今立地方の「越前衆」と呼ばれる漆掻き職人が二戸地域に技術を伝え、その採取方法・道具・職人の感覚まで現代に継承
- ・ 平成8年、日本うるし掻き技術保存会設立、令和2年、「漆掻き技術」がユネスコ無形文化遺産「伝統建築工匠の技 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」として登録、世界が認める技術へ

二 久慈・小袖の北限の海女

- ・ 「北限の海女」は、久慈市の小袖海岸で活躍する海女たちの総称
- ・ 沖合は世界三大漁場の一つに数えられる漁場であり、良質な海藻が育つ磯は、ウニ、アワビなど高級食材の宝庫であり、海女たちの格好の漁場
- ・ 伝統の漁法を今に伝える「北限の海女」は、NHK連続テレビ小説『あまちゃん』をきっかけに全国から注目を集めており、7～9月に行われている「海女の素潜り実演」を見学するため多くの観光客が来訪
- ・ 平成30年度には「久慈の海女漁の技術」として久慈市の無形民俗文化財に指定

- 
- ・ 民俗の歴史性や地域の特色を全体的に理解することが可能となる
 - ・ 学術的にも高水準な記述となり、民俗研究等への利活用が促進される

2 今後の県史に求められる視点

(1) 東日本大震災津波の教訓の記述

ア 構成員からの御意見

今野 構成員 (岩手大学名誉教授)	・「東日本大震災津波と過去の災害」や「新型コロナウイルス感染症と過去の伝染病」などのように、現行県史が対象としていない 新事実を踏まえて、過去の事実の位置付けを変える必要もあり、そのために記録に残すという視点が重要 である。
熊谷 構成員 (岩手日報社 経営企画室次長)	・東日本大震災津波については、震災を経験していない世代を含め、県民が今後の新たな災害に備えるためにも、「県史」として、 生かされた教訓はもちろん、生かされなかった教訓などの記憶や体験を記録する必要がある。

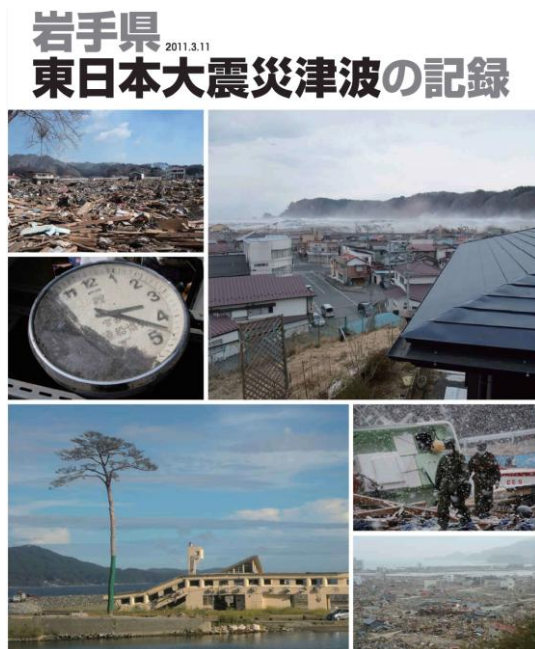


◇県の公式な記録である「県史」として、東日本大震災津波に関する内容を記述し、後世に継承することが必要

【参考】東日本大震災津波の教訓が記録された媒体（例）

≪岩手県：岩手県東日本大震災津波の記録≫

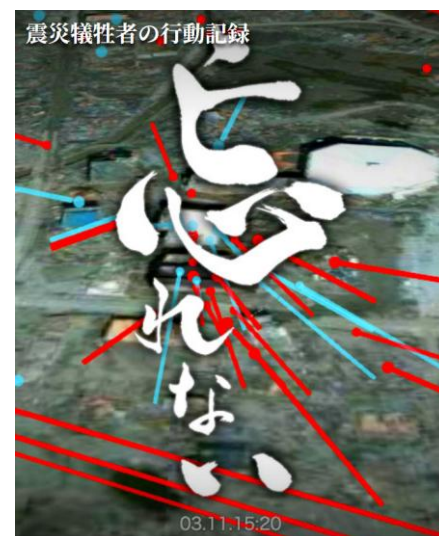
東日本大震災津波の概要と教訓を後世に伝えていくことを目的に、記録誌を発行



第1章	地震と津波の概要
第2章	被害の概要
第3章	災害対策本部設置・初動対応
第4章	応急復旧期
第5章	放射線対策の概要
第6章	ボランティア活動など民間支援の動き
第7章	復興等に向けた取組
第8章	資料編

≪岩手日報社：忘れない～震災犠牲者の行動記録≫

東京大学大学院とともに、震災犠牲者の地震発生時から津波襲来時までの避難行動をまとめたデジタルアーカイブを制作



イ 他県等における対応状況 (現在編さん中及び近年編さんが終了した主な県における大規模自然災害の記述内容)

青森県

≪ 青森県史デジタルアーカイブシステム掲載の資料編「近現代6」：抜粋 ≫

第8章 北国の暮らし

第2節 青森県を襲った大災害

1 地震と津波

【解説】

2011（平成23）年3月11日に起きた東日本大震災（当初は東北地方太平洋沖地震）以降、大災害に関する国民的な関心が高まった。青森県も、岩手・宮城・福島の3県ほどではないが、太平洋沿岸地域を中心に大きな被害に遭った。

（中略）

2011年3月11日の東日本大震災については、現在も膨大な量の記録集や写真集が刊行され続けている。しかし近年、災害に関する資料や記録は、大量の文字や数値を並べる報告書より、鮮明な写真を豊富に詰めた写真集に傾斜しつつある。百聞は一見にしかずだが、今後も文字や数値、証言などを集めた報告書類の重要性と必要性は無視できないだろう。

こうした反面、書物以外にもウェブサイトに掲載された画像・動画などが充実しており、近年の災害に関する研究は、膨大な情報をいかに処理するかが重要な鍵を握るであろう。県立図書館や市町村の図書館で、広報・年鑑・図録・新聞切り抜きファイルなどで、概要をつかみ、その後に詳細な報告書を検討するのが有効である。

第6章

- 第一節 継続する保守県政
- 第二節 首都圏とつながる青森経済
- 第三節 グローバル時代における産業の変化

第四節 自然の開発と災害

- 一 世界遺産白神山地
- 二 河川と港湾の整備
- 三 巨大災害
地震と津波



図6-45 三陸はるか沖地震で1階がつぶれた八戸市のパチンコ店

1994(平成6)年12月

第四節 自然の開発と災害



図6-44 日本海中部地震で転覆した小泊港の渡船

1983(昭和58)年5月27日



図6-43 十勝沖地震で線路が破壊された南部鉄道(五戸町)

1968(昭和43)年5月6日

三 巨大災害

地震と津波 一九六〇(昭和三十)年五月、南来のチリで起きた大地震の津波は、太平洋を越えて同月二十四日の早朝に日本の沿岸を襲い、青森県では八戸市の沿岸に甚大な被害を与えた(図6-1)。

一九六八年五月十六日に起きた十勝沖地震は、北海道十勝沖を震源とする、マグニチュード七・八の巨大地震で、青森・八戸・田名部では震度五を記録し、三陸沿岸を中心に津波が襲来した(図6-2)。被害は青森県東部を中心に広がり、死者四六八人、行方不明二八(の)も連体となって発見された。被害総額は四七〇億三九五六四〇〇〇円(二九六八年七月一日現在)であった。この地震による被害の特徴は、建築後から数日経たない近代鉄筋コンクリート構造物の破壊、石油ストーブ転倒による山火の多発、津波によるタンカーの損傷による重油の流出などであった(図6-3)。

一九八三年五月二十六日の正午ころ、秋田・青森県沖を震源とするマグニチュード七・七の日本海中部地震が発生し、深浦・むつで震度五の揺動を記録し、巨大な津波が北日本の日本海沿岸を襲った(図6-4)。大地震と津波は太平洋側に頻発するという先入観もあり、日本海沿岸の各地に予想外の被害をもたらした。青森県では深浦町や鯉ヶ沢町など、西海岸沿岸の町村に甚大な被害を与えた。この地震による死者は一七人であるが、半数以上の九人は県内から来た釣り客で、この釣り客の中には、いったん津波から逃れたものの、釣り竿などを取りにふたたび元の場所に戻り、再び津波にさらわれた人もいたという。さらに、海岸採取中や漁港修繕工事中、漁網を補修している際に津波にさらわれた人、船の損傷を心配して漁港に船を運送した時に津波にさらわれた人など、予期せぬ津波に人々が犠牲になった。津波被害は六戸市一五村に及び、住宅の被害は全壊四七棟、半壊八六五棟、一部破損三〇一八棟、床上浸水六二棟、床下浸水一五二棟に達し、被害金額は合計一〇一億六五〇九万五〇〇〇円であった。罹災世帯と罹災人員は一三七四世帯、六〇四五人、津波被害は全戸の約八〇パーセント以上が何らかの被害を受け、鯉ヶ沢町、木造町、鬼ヶ子町、深浦町、北津軽郡小泊村、中里町(中泊町)、市浦村(五所川原市)では住宅被害が大きかった(図6-5)。

一九九四年(平成六年)十二月二十八日の午後九時過ぎ、三陸沖を震源として、二〇一一年(平成二十三年)三月十一日午後二時四十六分、三陸沖を震源にマグニチュード九・〇の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)が発生した。この巨大地震は国内観測史上最大の地震となり、宮城県栗原市では震度七を記録した。そして、地震に伴って発生した大津波は、北海道から関東の太平洋沿岸へ押し寄せ、漁船、港湾施設、さらに住宅地や農地を呑み込み、大きな被害をもたらした。青森県では、八戸市、上北郡東北町・おいらせ町、下北郡東通村、三戸郡五戸町・間上町で震度五強を観測したほか、他の市町村でも震度五弱から三を観測した。また、津波にあって青森県では、三月十一日午後三時三十分八戸で引きの第一波〇・七メートルを観測し、同日午後四時五七分に、四・二メートル(観測できた最大の津波の高さ)を観測した。のちに気象庁が現地調査を実施し、津波の高さの推定をおこなった結果、八戸で六・二メートルの津波の痕跡を確認した。青森県内での死者の数は八戸市で一人、三沢市で二人の計三人、行方不明者は八戸市の一人で、いずれも地震に伴って発生した津波によるものであった。住宅の被害は市町村に及び、全

青森県における地震と津波の状況として、「チリ地震津波、十勝沖地震、日本海中部地震、三陸はるか沖地震、東日本震災津波」を時系列に記述

≪第1回高知県史編さん委員会（R4.4.8）における県史掲載内容に関する要望対応資料（抜粋）≫

【南海トラフ地震に係る対応の方向性】

- 各時代の専門部会において、南海トラフ地震など災害の歴史を取り上げる。
 - ・（古代・中世）本編の構成案で、古代における地震など自然災害を取り上げている。
 - ・（近世、近代）資料編の構成案で災害関係を取り上げており、資料調査を進めていく。
 - ・（現代）令和7年度に公文書館等で南海地震等の資料調査を実施。
 - ・（民俗）物部町の久保高井の山崩れ伝説をはじめ、災害にまつわる伝承の残る地域での聞き取り調査を行っていく。

【参考】高知県史編さん現代部会「新たな高知県史【現代編】の編集について」：抜粋

【第2 基本的な編集方針と目標】

1 新たな『高知県史』「現代編」の編集方針

(2) 「県民の暮らし」を視点においた編集

部会発足後の現地訪問によるフィールドワークを行い、聞き取りと資料調査を重ねるなかで、地域の人びとがかかわってきたくらしのさまざまな輪郭が見えてきており、市町村(地方自治体)、地域団体など、くらしを支える多様な担い手の役割がとても重要であると部会内で協議している。

「くらし」は、高知県史編さん基本方針に掲げられている方針でもあり、ここでは、高知県の現代を明らかにする総合的・包括的な視点として設定したうえで、編集を進める。

(3) 高知の現代史の特色を提示し探求する

前段に掲げる県民の「くらし」の視点から本県の現代史を整理し、特に特徴的な主題を捉えたうえで、丁寧に資料調査を実施し、資料編と本編（通史編）へ重点的に記載することとしたい。

○ 現時点の議論テーマ

地域開発・過疎・移住(移民)・災害・自然環境・教育文化など

 県民の「くらし」の視点から、各編で災害の歴史を重点的に記述

ウ 岩手県で想定される対応案

(岩手県史において東日本大震災津波の教訓を記述した場合のイメージ)

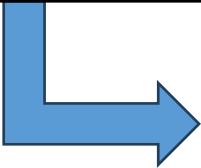
【東日本大震災津波】

○ 概要

- ・ 平成23（2011）年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生（東北地方太平洋沖地震）。県内最大震度は6弱。地震発生から30～50分後には沿岸各地に観測史上最大級の巨大津波が押し寄せた。大船渡市の綾里湾では遡上高40.1メートルを計測。
- ・ 県内の人的被害は、死者5,145人、行方不明者1,110人の合計6,255人。家屋被害はほぼ津波によるもので全壊・半壊を併せて26,079棟に上る。

○ 教訓1：事前の物資集積拠点の指定と支援物資の効率的な輸送体制の構築 （「東日本大震災津波からの復興 岩手からの提言」：抜粋）

- ・ アピオを拠点とした、県と岩手県トラック協会が連携して行った物資の受入れ・積込み・搬出などの一連の支援物資物流システムは、後に「岩手方式」と呼ばれるようになり、国の災害時の物流のモデルケースとなった。
- ・ 発災直後、県の物資集積拠点の選定に時間を要したことから、あらかじめ、被害の状況に応じ、支援物資の受入・分配機能を有する物資集積拠点の指定を行う必要がある。
- ・ 支援物資の受入れや管理・輸送などについて、県単独での対応は難しいため、関係団体の優れた知見や技能を生かしながら、災害時における支援物資の効率的で確実な輸送体制を構築する必要がある。

- 
- ・ 東日本大震災津波から得られた教訓を、「県史」として後世に継承可能となる
 - ・ 防災・復興教育のほか、復興ツーリズム・震災学習などにおける教材として、「県史」が活用可能となる

(2) 市町村史等における成果の反映

ア 構成員からの御意見

誉田 構成員 (県立大学盛岡短期大学部 名誉教授)	・市町村史の編さんも進んでおり、県史を編さんする際には、 市町村史の記載も参考にしながら、市町村史に記載されている史料の現物を確認 すること も必要になる。
兼平 構成員 (東北学院大学教授)	・一関市博物館の史料研究の実績や花巻市、北上市、遠野市、紫波町等における 県内市町村史の進展・成果を踏まえた県史 とする必要がある。 ・県史は作られた時代から見ればいずれ古くなっていくものであり、それは避けられないが、大切なことは その時代において、岩手県がどのような状況にあったのかをしっかりと記録し、次の世代につなげていくこと である。そこから、新しい歴史の見方や、地域に対する新しい理解が生まれてくる。
今野 構成員 (岩手大学名誉教授)	・現行県史が対象としていない 新事実を踏まえて、過去の事実の位置付けを変える必要が生じる事項 もある。新たな出来事があったので記録するという考え方だけでなく、現代社会が抱える課題について、 以前はどう考えられ、どう対応されてきたのかを確認するために残すという視点 が重要である。



◇後世に引き継ぐという視点で、**県内市町村史の内容の進展など、最新の研究成果を取り入れ、記録した県史に再構成することが必要**

花巻市



目次

- ▶ P1テーマ展「次世代へつなぐ花巻市の歴史」▶ P2～3「市史編さん室だより」
- ▶ P4～5テーマ展「次世代へつなぐ花巻市の歴史」▶ P6活動レポート「花博おすめ！出前授業」
- ▶ P7館長コラム・インフォメーション▶ P8花博コレクション



花巻市博物館では、花巻市の歴史文化を総合的にまとめた『花巻市史』の編さんを進めています。『花巻市史』『大迫町史』『石鳥谷町史』『東和町史』の旧4市町史が刊行されて40年以上が経過し、その後の調査研究の進展により、新しい史実が明らかになってきています。そこで、現在行っている市史編さんの取り組みに関するテーマ展を令和8年1月31日から4月12日まで開催し、調査の過程で明らかになったことを含め、博物館収蔵資料とともに紹介します。

◆新資料の発見と新しい技術による調査

約10年後に発行を完了する目標の市史の編さんは始まったばかりですが、編さんの過程で新たに発見された資料があります。そのひとつが太平洋戦争当時に作成された「徴兵人名簿」です。この名簿には、新堀村（現、花巻市石鳥谷町新堀）における兵役対象者の氏名・年齢・住所等が記されています。この資料とともに、徴兵身体検査に関する記録と併せて、現存しているのが極めて珍しい資料も調査の過程で発見されました。

また調査の一環で、新しい技術である「赤色立体地図」を活用しています。赤色立体地図は、地形を読み取る方法の1つで、傾斜が急な面が赤く、尾根は明るく谷が暗くなるように表されます。この技術を活用することで、これまで把握されていなかった、中世の城館や寺、山岳寺院などの遺構が分かってきました。

本展では、新たに発見された資料等の他に、広報はなまき等で資料情報の提供を呼び掛けた際に寄せられた資料情報や博物館が寄贈を受けた資料も併せて紹介します。

そして、市史編さんの調査に関連したクイズなども予定しています。

《市史編さんの計画：抜粋》

【市史編さんの基本方針】

- ・ 「遠野市史」「宮守村誌」発刊以降の昭和40年代から現代までの資料を収集、整理し、「現代編」を発刊する。
- ・ 遠野南部家文書の調査や所蔵・収集した近世文書等の資料を調査解読し、「資料編」として発刊する。
- ・ 埋蔵文化財発掘調査や新たな歴史資料に基づく「通史編」を発刊する。
- ・ 「民俗編」の編さんに向け、民俗資料の調査、収集、整理を行う。
- ・ 広く市民に親しまれ、読みやすく活用される市史を編さんする。
- ・ 調査収集した資料は、適正に保存管理し、広く市民に公開して活用努める。
- ・ 市民と協働し、地域の歴史を掘り起こすことに努めるとともに、関係機関団体と連携し編さん事業の普及に努めながら人材の育成を図る。

《遠野南部家文書に係る後発の調査・研究成果 (第1回懇話会資料：抜粋)》

《遠野市史編さんに係る遠野南部家文書 「御用留書」の撮影調査 (H27.7.5)》

「岩手県中世文書」 岩手県教育委員会

1960 (S35) 年 ～ 1968 (S43) 年	・ 遠野南部文書、盛岡南部文書、新渡戸文書、新渡戸・岩大文書、留守文書など、 1600 (慶長5年) までの文書約1,000点を収録した「岩手県中世文書」が刊行
-----------------------------------	---



- ・ 市史編さんを進める上で、非常に貴重な資料となる遠野南部家文書「御用留書」の撮影調査を実施
- ・ 今後解読を進め、幕末から明治にかけた激動の時代の歴史を明確化する方針

盛岡市

(広報もりおか (R7.3.1) 抜粋)



矢巾町

(広報やはば (2025.4月号) 抜粋)



矢巾町史現代編が完成 編さん委員会から引き渡し

令和3年2月から編さんが進められていた「矢巾町史現代編」が完成し、3月25日に町への引き渡し式が行われました。町史編さん委員会の川原博委員長(中央)から高橋町長へ引き渡しました。町史現代編は439頁で、昭和60年発刊の町史以後の町の変遷を記録し、後世へ引き継ぐべき町の歴史をまとめています。4月1日から町図書センターで閲覧できるほか、町公民館と町歴史民俗資料館で販売(税込み3,000円)。

紫波町

(紫波町HP抜粋)

第7回紫波町史編さん委員会議の開催について

第7回紫波町史編さん委員会議を次の通り公開で開催いたします。

この会議の傍聴を希望する方は、別紙に定める手続きに従って傍聴してください。

【日時】 令和8年7月3日(金曜日) 15時から

【場所】 紫波町情報交流館2階小スタジオ(紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3)

【議題】 (1)『紫波町史 昭和後期～平成編』体裁について

(2) その他

いずれも、既刊行の市町村史が対象としていた時代以降を続編として作成

高知県

《高知県史編さん基本方針「第3 方針」：抜粋》

7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。

《高知県の歴史調査に係る主な取組》

（高知県HP抜粋）

（県史編さんニュースレター「ときのあかし」
（R7 vol.1）抜粋）

①県内外での資料調査

県内の市町村役場を訪問し、庁舎や図書館、学校などに保管されている資料の所在確認調査を行っています。



（香美市立図書館「かみーる」での調査の様子）

近代部会では編さん事業が始まって以来、仁淀川町、安芸市、日高村、須崎市、室戸市、四万十市、土佐清水市、土佐市などの市役所・町村役場を訪れ、保管されている近代行政文書（県・市・郡・町村の役所文書・議会文書など）を調査し、重要な文書を撮影するという作業を、地道に続けてきました。

1945年7月の高知大空襲によって、県庁文書や県議会文書など戦前の歴史を明らかにするために必要で、貴重な資料群が焼失してしまいました。それを補うことができる公文書を、県内各地の自治体保管資料から探しだし、近代高知県の歴史を再構成するための、基盤資料として整えることに、近代部会の最初の目標を置いてきました。

最初に合同調査に入ったのは、仁淀川町池川総合支所でした。ここには「旧池川町役場文書」が収蔵され、それは約600点にも及びます。2022年7月22日に予備調査を行った上で、9月に部会委員7名と編さん室関係者、そして撮影協力者の高知大学学生が参加し、支所の会議室をお借りして、調査と撮影を始めました。これまでに撮影済みの

近代部会の資料調査

先人の生きた証が残る貴重資料

簿冊は270点に上ります。

この時に資料調査の中では、思いもかけない文書に出会いました。『大正十四年四月教員履歴簿』という簿冊は、1910年代から1945年までの間、池川町内の小学校・国民学校に務めていた教員（およそ490名）の履歴書を綴じた資料です。ここから当時の学校や教員の姿を、具体的に知ることが出来ます。

この名簿の中に、戦前の高知の社会とそこに生きる人間模様を描いた、宮尾登美子の経歴書がありました。旧姓である「岸田登美子」の名で、1943年12月10日、池川町安居国民学校の助教となり、翌年同町狩山国民学校へ移ったことが記されています。

新たな高知県史の編さんに向けて

他方で、調査を続けていく中で、すでに廃棄された資料も数多くあることもわかってきました。しかし、これからも県内のいろいろな所に出かけて、県民の皆さんの協力を得ながら、資料を掘り起こしたいと思っています。

近代部会部会長

羽賀祥二

ウ 岩手県で想定される対応案
(新しい研究成果を取り入れるための岩手県史作成プロセス (イメージ))

市町村史編さんの過程で収集された資料や文化財の情報が重要
⇒ 市町村との緊密な連携を図りながら、編さん作業を進めることが必要

新しい岩手県史の編さん基本方針に「市町村との緊密な連携」を明記

県史に記述すべき事項と市町村史に記述済み事項の突合

市町村史の記述を踏まえた資料調査の実施

市町村との定期的な意見交換の場を設け、情報を共有

(3) 広い時間軸と地域的視野

ア 構成員からの御意見

熊谷 会長 (盛岡大学名誉教授)	・ 岩手県で近世史を調べる場合、藩政に関する基本的な史料は岩手県内ではなく、宮城県まで行かなければ確認できないということが常識となっている。岩手県史だからといって、岩手県のことだけを調べれば良いのではなく、 県外にある史料や旧藩領との関係、さらには東北全体の中で位置付けを考える必要がある。
誉田 構成員 (県立大学盛岡短期 大学部名誉教授)	・ 岩手県史にとって重要な 県域の史料の検証 には、 関連史料の連関や伝播経路などの検討が必要 で、史料が示す導線が 山形県などの県外に及ぶこともある 。 県境を越える検証を経て初めて、史料の位置付けを確定できる。 ・ 江戸時代に作成された史料であっても、中世に連続する人の移動・定住に関わる事項などを含むことから、 作成年代だけで区切らず、時代横断的に扱う必要がある。
兼平 構成員 (東北学院大学教授)	・ 岩手県史を考える際、 盛岡藩について記述されている青森県史や岩手県南部を含む仙台藩について記述されている仙台市史などの研究を踏まえる必要がある。
今野 構成員 (岩手大学名誉教授)	・ 東日本大震災津波と過去の災害や、新型コロナウイルス感染症と過去の伝染病 などのように、 現行県史が対象としていない新事実を踏まえて、過去の事実の位置付けを変える必要が生じる事項もある 。新たな出来事があったので記録するという考え方だけでなく、 現代社会が抱える課題について、以前はどう考えられ、どう対応されてきたのかを確認するために残すという視点が重要である。
中村 構成員 (岩手史学会会長)	・ 青森県史において広い範囲を対象としているように、岩手県史においても、 岩手県だけを単独で見るのではなく、東北全体の中で岩手をどう位置付けるのかという視点が欠かせない。



◇時代を超えてつながる史料や県域を越えて関連する史料を踏まえて岩手県の位置付けを明確化するため、**広い時間軸と地域的視野を持つことが必要**

【参考】隣県の自治体史における岩手県の歴史の取り入れ例

青森県

【青森県史が対象としている範囲】

- ・ 青森県域の成立・地域社会・政治秩序を説明するために必要な周辺の領域や藩関係を含めて設定
- ・ 特に近世では、弘前藩領・盛岡藩領・八戸藩領など複数の政治領域を含むため、藩単位の資料編を作成

弘前藩

12 青森県史資料編近世2(863)

第1章 藩政確立期の情勢(197)

解説(5) 第1節 幕藩関係の展開(96)

第2節 確立期領内の諸相(62)

第3節 津軽黒石領の成立(8)

第4節 家臣団統制(25)

13 青森県史資料編近世3(568)

第5章 転換期の藩政と社会(140)

解説(4)

第1節 宝永期から享保期の藩政と社会(52)

第2節 宝暦改革の実施(24)

第3節 宝暦期から天明期の社会状況(60)

盛岡藩

14 青森県史資料編近世4(720)

第1章 盛岡藩政の確立(111)

解説(4) 第1節 幕藩関係の構築(89)

第2節 領域の確定と隣藩関係(10)

第3節 領内地方支配機構の整備(8)

第2章 地方支配と地域社会(113)

解説(5) 第1節 領内検地と新田開発(39)

第2節 地方知行制と所給人制(24)

八戸藩

15 青森県史資料編近世5(668)

第1章 八戸藩の成立と幕藩関係(140)

解説(3) 第1節 八戸藩の成立(62)

第2節 幕藩関係の展開(75)

第2章 藩政の展開と地域社会(121)

解説(4) 第1節 八戸藩領の村落(17)

第2節 農民支配の展開と元禄飢饉(91)

第3節 藩財政の構造(9)

【青森県史における盛岡藩の捉え方】

≪青森県史 資料編 近世4 南部Ⅰ 盛岡藩領「はじめに」
(近世部会長 浪川健治氏著)：抜粋≫

盛岡藩領は現在の岩手県の大半と秋田県の一部、及び青森県の太平洋沿岸部から下北半島に至る広範な地域に展開していた。本巻は盛岡藩政全体の流れを踏まえた上で、県史としての性格上、この地域の持つ多様性に目を配り、人々の生産と生活のありかたに培われた社会の諸相を新しい歴史像として彫り上げることに努めた。

(略)

地域やその文化のなかに特定の要素を断片的に見出すだけでなく、総体としてそれらはどのように捉えられるべきか、という点の検討にも注意を払った。

イ 他県等における対応状況

(現在編さん中の主な県における時間軸と地域的視野に関する考え方・内容)

高知県

《高知県史編さん基本方針「第3 方針」：抜粋》

- 1 本県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、地域の特色を示す。
- 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。

《高知県史編さん古代・中世部会「新たな高知県史【古代・中世編】の編集について」：抜粋》

【第1 課題と目指す方向性（編集の前提）】

2 新たな県史で目指す方向瀬尾

(1) 日本史全体の流れの中に土佐を位置づける、分野の偏在の解消

- ・ 中央政権や他地域との関係などが分かる史料の調査（県内外）
- ・ 社会史、経済史、宗教史に関係する史料の調査
- ・ 東洋史や西洋史との接続を意識した海外関係史料の調査

【参考】高知県県史編さん事業HP「古代・中世部会活動の様子」：抜粋

○令和7年3月 部会調査実施 (調査場所：京都市)

京都市歴史資料館や京都大学総合博物館にて、長宗我部元親の書状や「西山地藏院文書」（土佐の荘園関係の資料）など約30点ほどの資料の調査を行いました。

- ・ 中世土佐の荘園・寺院・在地領主・守護代支配の関係性を、京都側に残る外部史料から再構成
- ・ 京都大学総合博物館所蔵の「西山地藏院文書」は、土佐の荘園関係の資料として「中核資料」と明示
- ・ 長宗我部元親書状と京都市歴史資料館や京都大学総合博物館が所蔵する文書を補助的に組み合わせ、中世荘園史と戦国期対外関係史を両輪で整理



《滋賀県史編さん大綱：抜粋》

【第2 目的】

- 1 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れる ことにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。

【第3 方針】

- 1 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
- 4 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。

《第1回 滋賀県史編さん会議（R5.11.14）における「滋賀県史編さんの経過および編集の進捗状況」：抜粋》

【2 県史編さんの取組状況】

(2) 事務局における資料調査、および情報発信の実施

〈資料調査〉

- ・ 適宜、編集委員長の指導や助言をいただきながら、京都新聞記事の悉皆調査のほか、県立図書館、滋賀大図書館など県内施設、国会図書館、国立公文書館など県外施設が所蔵する資料の調査・収集を自主的に実施

【滋賀のアーカイブス（2025.9）：抜粋】

令和6年度の主な県史編さん事業収集資料一覧

資料	所蔵先
① 県政関係書簡・書類等	国会図書館憲政資料室
② 立憲革新党関係資料	横浜開港資料館
③ 唐川布施家文書	個人
④ 選挙管理委員会資料	県選挙管理委員会
⑤ 農村事情調査票	東京大学農学生命科学図書館
⑥ 近江商人関係資料	滋賀大学経済学部附属史料館
⑦ 近江麻布同業組合資料	滋賀県麻織物工業協同組合
⑧ 県産業関係文書等	滋賀大学図書館・県立図書館
⑨ 伊香郡役所資料	江北図書館
⑩ 県中等教育学校関連文書	国立公文書館
⑪ 県教育会機関誌	滋賀県教育会・筑波大学図書館・早稲田大学図書館
⑫ 彦根高等女学校関係誌等	彦根翔西館高等学校
⑬ 里内文庫資料	栗東歴史民俗博物館

滋賀県が誕生した明治五年（一八七二年）から令和四年（二〇二三年）までの一五〇年間の対象期間とする県史編さん事業として、材料となる資料の収集は重要な仕事です。当館では、滋賀県にまつわる新聞記事の収集以外にも、県内のみならず、県外に残された、県史にかかわる資料の所蔵調査や収集等の作業も行っています。二年度となる令和六年度も引き続き、関係資料の調査・収集を実施しましたので、主だった資料を中心に簡単に紹介いたします。

令和六年度資料収集の概要

「事業概要」より

政治史関係では、明治前半期に滋賀県知事を務めた中井弘の書簡をはじめとした文書や、滋賀県選出の衆議院議員が主に所蔵していた政党たつた立憲革新党の議事報告書（①②）等を収集しました。また明治三十五年（一九〇二年）の衆議院議員総選挙で当選して一期を務めた、湖北地域の名望家・布施孫一郎（立憲政友会所属）の関係文書を調査し、資料撮影も行いました（③）。同文書には、政治史にかかわる書簡・書類以外にも、湖北地域の養蚕振興に関する資料も含まれており、明治期滋賀県の政治・経済の歴史にかかわる貴重な資料群であることから、現在も調査を続けています。

経済史関係では、近江商人の家文書または近江鉄道といった近江商人がかかわった企業の資料、そして近江麻布同業組合の関係資料（業務成績報告書や認可申請書類等）も収集しました（④⑤）。特に近江麻布は、近江上布ともいわれる湖東地域の伝統産業の一つであり、県の経済の歴史を明らかにする上で、重要な資料群といえます。その他に、滋賀大学附属図書館が所蔵している滋賀県工業試験場や物産陳列場の事業報告書、県立図書館が所蔵している戦前滋賀の副業や畜産に関する報告書等も収集しました（⑥）。

社会史関係では、湖北地域の伊香郡役所資料を調査しました（⑨）。郡は府県と町村の中間にある機関で、その文書は本来、地域の行政資料として重要なのですが、郡制の廃止（大正一二年（一九一三年））や、その後の行政機関の統合で失われてしま

ったことが多いものです。しかし伊香郡役所文書は、残存状況が悪いとされる郡役所文書としては体系的に保存されてきた貴重な資料群です。その中から伊香郡の社会福祉にかかわる資料を収集しました。教育関係では、国立公文書館にある県中等教育関係の文書以外に、戦前の県教育会機関誌、そして彦根高等女学校の同窓会誌等を収集しました（⑩⑪⑫）。特に県教育会の機関誌は、地方の教育の状況を理解する上で重要な雑誌ですが、表のように、滋賀県教育会のみならず、筑波大学や早稲田大学の図書館が所蔵しているように、各地に散在している状況ですので、引き続き収集を行っています。

また栗太郡を中心とする郷土資料のコレクションである里内文庫所蔵資料からも県の政治・産業・社会にかかわる資料を収集しました（⑬）。

（山口一樹）

【滋賀県立公文書館令和6年度事業年報：抜粋】

(4) 滋賀県史の編さん事業

令和4年9月に滋賀県が誕生して150周年を迎えたことから、令和5年度から新たな滋賀県史の編さんを始めました。

(イ) 収集・撮影依頼資料

- ・ 滋賀県特定歴史公文書等（滋賀県立公文書館蔵）：17,937 コマ
- ・ 県内自治体史：495 コマ（電子式複写を除く）
- ・ 近江商人関係文書（滋賀大学経済学部附属史料館蔵）：1,999 コマ
- ・ 滋賀県中等教育学校関連文書（国立公文書館蔵）：11,055 コマ
- ・ 彦根高等女学校関係同窓会誌等（彦根翔西館高等学校蔵）：2,617 コマ
- ・ 近江麻布関係資料（滋賀県麻織物工業協同組合蔵）：784 コマ
- ・ 伊香郡役所資料（江北図書館蔵）：566 コマ
- ・ 滋賀県工業試験場事業報告書等（滋賀大学附属図書館蔵、県民情報室蔵）：488 コマ
- ・ 近江学園所蔵資料目録および報告書（近江学園蔵）：137 コマ
- ・ 里内文庫（栗東歴史民俗博物館蔵）：3,489 コマ
- ・ 滋賀県教育会雑誌（滋賀県教育会蔵、早稲田大学図書館蔵、筑波大学図書館蔵）：14,413 コマ
- ・ 選挙管理委員会資料（県選挙管理委員会蔵）：1,484 コマ
- ・ 県立図書館所蔵文献：552 コマ
- ・ 郡統計書（県民情報室蔵）：210 コマ
- ・ 淡海学園関係文書（淡海学園蔵）：83 コマ
- ・ 立憲革新党関係文書（横浜開港資料館蔵）：25 コマ
- ・ 民俗関係報告書等（文化財保護課蔵）：5,739 コマ
- ・ 農村事情調査票（東京大学農学部図書館蔵）：30 コマ
- ・ 政党機関紙（京都大学図書館蔵、国立国会図書館デジタルコレクション）：600 コマ
- ・ 布施家古文書（長浜市）：17,352 コマ
- ・ 国立国会図書館県政資料室所蔵文書：43 コマ
- ・ 信楽陶器工業組合事業報告書（京都大学経済学部蔵）：8 コマ

合計：80,106 コマ

ウ 岩手県で想定される対応案

（岩手県史に広い時間軸と地域的視野を取り入れるために必要な視点（イメージ））

広い時間軸① 【平泉の記述を検討する際】

＜＜視点＞＞

- ・ 平泉研究の出発点・基本文献と評価される地誌群（「平泉雑記」「平泉実記」「平泉旧蹟志」（著相原友直氏））が近世に刊行
 - ・ 「平泉旧蹟志」には今熊野堂跡の礎石が近世まで残っていた旨の記録があり、現代の発掘では捉えにくい「近世段階で見ていた遺構の残り方」を示唆
- ⇒ 現代の発掘調査により判明した12世紀の都市・寺院・居館の実態と、それが近世段階でどのように認識され、何が失われ、何が書き留められたかという視点など、広い時間軸で見ることが必要

＜＜具体的な調査方法＞＞

- ・ 相原友直氏による地誌群から、寺院跡・堂跡・屋敷跡・橋・沢・山・道に関する記述を全文抽出し、地名表・遺構表・距離表を作成
- ・ 近世の「東奥平泉変遷地図」などの地図資料も加え、近世末から近代初頭にかけての調査変遷を整理
- ・ これらの近世段階の情報に対し、現代における柳之御所・志羅山・伽羅之御所・無量光院・金鶏山周辺の発掘報告と保存管理計画を突合し、「近世記述に現れる地点」と「現代に遺構が確認された地点」を地理情報システムで対応づけ

広い時間軸② 【東日本大震災津波等の記述を検討する際】

＜＜視点＞＞

- ・ 2011（平成23年）に東日本大震災津波が発生し、沿岸部を中心に甚大な被害
 - ・ 三陸沿岸地域は、これまでも、1896（明治29）年の明治三陸津波、1933（昭和8）年の三陸大津波、1960（昭和35）年のチリ地震津波、1968（昭和43）年の十勝沖地震津波などを経験
- ⇒ 各災害を津波被害に関する一連の歴史と捉えた上で、それぞれの復興の取組を比較する視点など、広い時間軸で見ることが必要

【国見峠をめぐる藩境界争いの記述を検討する際】

《視点》

- ・ 雫石町 指定文化財 旧秋田街道国見峠の盛岡領境の石標（抜粋）
元和元（1615）年から南部（盛岡）藩と秋田（久保田）藩の境界争いが18年間続き、寛永10（1633）年に幕府巡見使の裁定で国見峠・的方に境塚が築かれ、国見峠からの的方までの峰切（嶺点）が境界と確定
 - ・ 日本山岳会 秋田街道 国見峠（抜粋）
江戸藩政時代に盛岡藩橋場と秋田久保田藩生保内に関所が置かれ、両藩の最短路として往来されたが、領界争いがあり寛永10年に幕府裁定で境塚が設定
- ⇒ 雫石側だけの文化財や石標ではなく、盛岡藩橋場と秋田（久保田）藩生保内を結ぶ秋田街道上の境界管理、幕府巡見使による裁定、境塚・境柱の可視化、峠越え交通の統制が一体となった政治・行政事例であり、広い地域的視野で見ることが必要

《具体的な調査方法》

- ・ 岩手側の雫石町の石標・橋場番所跡・盛岡藩領図、秋田側の仙北市生保内の的方（仙岩峠）等の絵図・古文書を突合し、国見峠、的方、橋場、生保内の位置関係を地理情報システムに整理
- ・ 上記岩手側・秋田県側の史料を、国立公文書館所蔵の寛永10年の幕府巡見使裁定に関わる幕府側史料と照合し、一方の藩の主張に偏らず、幕府裁定、藩側主張などを検証

(4) 自然史・環境史の視点

ア 構成員からの御意見

熊谷 会長
(盛岡大学名誉教授)

- ・ここ10年程の間で重視されるようになった視点として、**人間社会と自然環境との関係があり、地球の環境と人間の社会がどのように関わってきたのかを考える視点が非常に重要**になっている。
- ・岩手県の歴史をまとめるに当たっては、考古史料の蓄積を十分に生かすとともに、**自然史的な発想や環境史的な理解を踏まえた叙述が必要**である。



◇ **自然史・環境史の視点を取り入れ、地球環境と人間社会の関係性を踏まえることが必要**

【参考】自然史・環境史の学術上の意義

【自然史の意義】

地質・地形・気候・動植物相などの長期的変化を、標本・化石・地層・生物資料などに基づいて実証的に明確化する

⇒ 過去の自然環境を復元し、人間の生活・移動・生業・資源利用がどのような自然条件のもとで成立したのかを具体的に説明可能にする

【環境史の意義】

自然環境を人類史の外の条件として扱うのではなく、相互に影響し合うものとして、総合的な歴史として捉え直す

⇒ 災害、土地利用、資源開発などの事象について、人間社会と自然環境の相互作用の観点からの検討を可能にする

イ 他県等における対応状況（現在編さん中及び近年編さんが完了した主な県・市における自然史・環境史の視点を踏まえた考え方・内容）

青森県

《青森県史デジタルアーカイブシステム「別編三内丸山」：抜粋》

【V章 青い森と海に支えられた三内丸山遺跡】

1節 人と自然の環境史

1 生態系史の解説

人が居住し、日々の生活を営んでいくということは、人を取り巻いている環境にはたらきかけ、環境の変化をもたらすと同時に、変化した環境の影響下にさらされながら人自身も変化するということである。このような変化は、人の一生のうちに、一度あるいは何度も意識できるような即時的あるいは短期的なものもあれば、何世代を通して意識できないような長期的で緩慢なものもある。それを認知し、具体像として描き出すにはどうすればよいのだろうか。

（略）

一見つかみどころのない生態系も、人の活動や環境とのかかわりを理解しようとするときには、人を主体に据えることによって、その中身を具体的にわかりやすくすることができる。すなわち、人主体－環境系というとらえ方である。そこでの生態系の解説は、環境への人の作用と、環境からの応答としての作用（反作用）の実態を解説することである。人主体－環境系の歴史的な移り変わりを描き出すことは、生態系史を解説すると考えてよいであろう。

三内丸山ムラに居住した人々の生活と環境とのかかわり方の歴史を描き出すこと、すなわち三内丸山ムラの生態系史を解説することが、この節の課題である。一つの遺跡について、生態系史の解説を試みた事例はほとんどないといってよい。それは、これまでの遺跡の発掘調査では、遺物や遺構の調査に加えて、遺物・遺構そのもの、あるいは付随する遺体群の自然科学的な調査が行われることはあっても、ある長さの時間を通して、ある広さの空間の中で展開する生態系を標的にした意識的な調査がなかったからである。三内丸山遺跡で、そのような解説を試みることができるのは、時間的に長く存続したムラ（集落）の遺跡であり、さまざまな生活の装置・設備を広大な面積に展開しているという遺跡の性格に加えて、環境を解説するための試料がおびただしく豊富であることと、これらを長い年月をかけて調査・研究できる時間が準備されていたためである。

【V章 青い森と海に支えられた三内丸山遺跡】

1節 人と自然の環境史

2 過去の生態系の復元

(1) 地層の解読

三内丸山遺跡では、発掘調査のときにみられるトレンチの壁が堆積物の性質や地層の重なり方を観察するのに最も有効であった。「地層の壁ウォッチング」とでもいっておこう。ここでは、人の生活や生態系の解読に数多くの情報をもたらしてくれた観察事例をみておこう。

1つは、沖館川に面した北側の台地斜面に位置する第6鉄塔地区でみられたトレンチの壁で、動物遺体や植物遺体、それに人が残した道具などの遺物がおびただしく検出されたところである。



5 見えてきた縄文時代の環境史

(1) 三内丸山ムラの環境史

これまで述べてきた青森平野から三内丸山ムラの当時の生態系史と、動物遺体などでわかってきたことをまとめると、次のような世界が描き出される。

三内丸山ムラは陸奥湾が眺望でき、沖館川によって海と連絡ができる台地を開発してつくられた集落である。ムラにはさまざまな施設がつくり出され、クリ林やそのほかに果実をつける植物を集中的に育成・維持する生産施設をもっていた。少なくとも、そこからは恒常的な資源の提供が維持されるような管理が行き届いていた。動物性の資源ももっており、縄文里山と呼ぶにふさわしい人為的な生態系がつくられていた。海洋資源は内湾・外洋性資源、岩礁性であり、それらは沖館川を通じて搬入された。沖館川水系からもカワシンジュガイなどの淡水資源が搬入された。居住の開始から終焉まで、暦年代にして少なくとも1700年間、このような生態系は維持された。



人間が環境に与える影響と環境が人間に返す影響の関係を明確化し、その変化の歴史をたどることにより生態系を理解

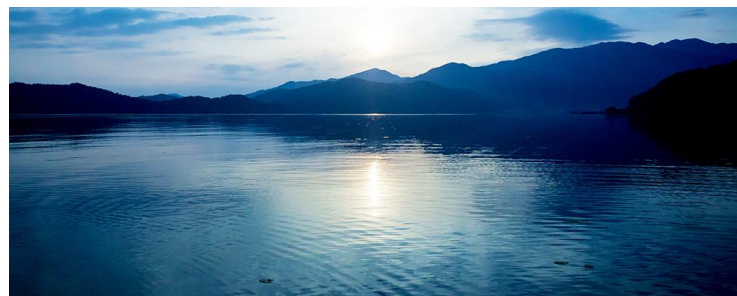
遠野市

遠野盆地の湖沼・湿地環境が晩氷期にどのように変化したかを検証するため、遠野盆地の1万4,000年前から1万2,000年前の試料を、水月湖（福井県）の年縞（湖底堆積物）に基づく国際標準年代尺と突合

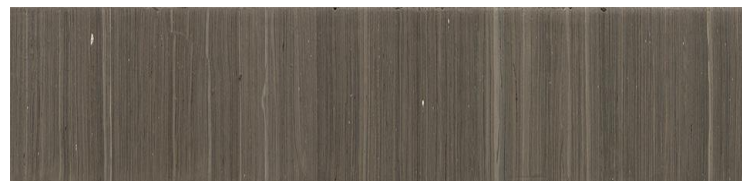
《福井県年縞博物館HP：抜粋》

- ・ 名勝「三方五湖」のひとつ「水月湖」は、湖底がかき乱されることがなく、美しい縞模様である年縞が形成される環境として「奇跡」と言われるほど理想的な湖
- ・ 水月湖では7万年もの間年縞を形成し続けており、これほど連続している年縞は、世界でも他に例がない
- ・ 年縞は1年に1層形成されるため、いつの年代のものなのか正確に判別可能
- ・ 年縞に含まれる葉の放射性炭素の量を測定することで、正確な年代と放射性炭素の割合の関係が明確化
- ・ 水月湖の年縞は、考古学や地質学における「世界標準のものさし」として、年代測定の精度を従来より飛躍的に向上

【水月湖】



【水月湖の年縞】



1年に1層が形成

ウ 岩手県で想定される対応案

(岩手県史に自然史・環境史の要素を取り入れるために必要な視点 (イメージ))

【御所野遺跡の記述を検討する際】

《視点》

- ・ 土屋根竪穴建物の発見により、森林から得た木材、台地土の活用、雪や雨に耐える住居の維持管理が一体であったことの示唆
 - ・ 水月湖の年縞などの自然科学の進展により、年代測定の精度が向上
- ⇒ 新たな住居址の発見や自然科学の進展などを踏まえつつ、地球環境と人間社会の関係性などの視点で見ることが必要



《具体的な調査方法》

- ・ 土屋根竪穴建物について、炭化材、焼土、屋根土、炉火、雪雨への維持管理を一体として検証し、建築技術と環境適応を叙述
- ・ 出土した炭化材、土器付着炭化物、焼土関連資料等の放射性炭素年代を、水月湖の年縞に基づく国際標準年代尺と突合
- ・ 焼けたシカ・イノシシ等の骨を、食料残滓か祭祀行為かという観点で、盛土・住居・屋外炉の文脈ごとに検討

3 今後の県史に求められる役割

(1) 地域定着につながるきっかけ

ア 構成員からの御意見

熊谷 構成員 (岩手日報社 経営企画室次長)	・ 若者が地域に定着するためには、若者自身が自分の暮らす地域に関心を持ち、「この地域に惹かれる」「この地域が好きだ」と感じられることが大切である。そうした思いを育てるためには、地域の歴史や文化、そこで暮らしてきた人々の記憶をしっかりと伝えていくことが必要であり、地域の記憶を確かな形で残すという意味で県史の編さんは重要である。 ・ 県史の編さんは、過去を保存するためだけの取組ではなく、未来の岩手を支えるためにも重要な取組である。
-------------------------------------	---



◇若者の地域定着には地域への関心や愛着を育むことが重要であり、そのためには、地域の歴史や文化、人々の記憶を確かな形で伝えることが必要

イ 他県等における対応状況（現在編さん中及び近年編さんが終了した主な県における地域への関心・愛着の育みに資する考え方・取組）

高知県

≪高知県史編さん基本方針：抜粋≫

【第2 目的】 2 県民の歩んできた歴史への理解を深め、郷土への愛着を育む。

≪「高校生による歴史資料調査見学」実施状況：抜粋≫

高校生による歴史資料調査見学

開催日：令和7年7月23日（水）24日（木）25日（金）

開催場所：高知県史編さん室（高知県自治会館4階）

内容：県史編さん業務の概要の説明、古文書取扱い体験、

くずし字用例辞典の使い方、資料撮影体験、日々雇用職員作業の見学

参加者：高知県立高知追手前高校生9人 ※23日は引率の教職員も参加

○県史編さん事業の概要を説明しました。各専門部会が日々調査を行っているということや、歴史資料調査隊の養成講座の人材育成を行っていることなどをお伝えしました。



○資料の取扱い方について、担当職員から説明を受けた後、実際に古文書に触れる、くずし字の解読に使う辞典の使い方を学び、実際に字を調べる、資料の撮影などの体験をしてもらいました。加えて、民俗分野についてお話しする回もありました。



▲古文書に触れてみる



▲資料撮影体験



▲辞書を用いて文字を調べる



▲民俗分野について聞く

○現在、当室の日々雇用職員として活躍している歴史資料調査隊の学生から、資料撮影やデータ整理、翻刻についての説明を行いました。



◀アルバイトの学生から資料撮影についての説明を受ける

○見学の後にはアンケートへの記入にご協力いただきました。
学生からいただいた感想を一部抜粋して掲載します。

Q. 歴史資料調査を見学していかがでしたか？【とても楽しかった：8名・楽しかった：1名】

・理由（抜粋）

●実際に自分の手で触って、この漢字は何の感じなのか考えたり調べたりしたことが楽しかった

●地元を知る方法を学ぶことができた

●古文書の写真を撮ったり、貴重な体験ができて楽しかった

Q. この見学を友人や先輩・後輩にお勧めしたいと思いますか？【すごく思う：7名・思う：2名】

・理由（抜粋）

●教科書で見ると資料を、直接読むことができる経験は大変価値があると思うから

●普段できない体験ができて、すごく楽しかったから

●大学の学部がどんなものでも、自分が興味のあることができると感じられるし、昔の出来事を知れて、それに関わる面白さを感じて将来の仕事選びにもつながれると思うから

●高知県に住んでいる人間として自分の地元を知れるいいきっかけになると思うから

●ネットなどのツールでは絶対に体験できない

●約60年ぶりでめったになく、日常的に県史編さんについて知ることができないから

○今回は、夏休みを利用した見学でしたが、とても熱心に参加してくださり、積極的に質問をしてくださいました。参加された学生の方には、文理関係なく、こういった歴史資料調査に参加されているということを知っていただくことができたと思います。
今回限りではなく、冬休みや春休みの期間を活用して見学ができればと考えております。

ウ 岩手県で想定される対応案
(地域への関心・愛着の育みに資するための岩手県史作成プロセス (イメージ))

新しい岩手県史の編さん基本方針に「岩手県に対する愛着と誇りの深化」を明記



資料調査過程において若者の関心が高い事項を抽出



抽出した事項に関連した調査見学、広報、企画展などの事業を実施



事業の実施結果を県史編さん作業に反映

(2) 県民全体での作り上げ

ア 構成員からの御意見

誉田 構成員 (県立大学盛岡短期大学部 名誉教授)	・ 県史編さんに当たっては、様々な専門分野の方々が集まり、組織として数年間に渡って取り組むことになるが、その 成果は、専門家だけでなく、関心を持つ人たちにも分かるように伝えていくことが重要 である。その意味で、 県史は、県民全体で共有し、県民全体で作っていくものとして位置付ける必要がある。
熊谷 構成員 (岩手日報社 経営企画室次長)	・ 岩手県では人口減少が大きく進んでいる。 人口が多かった世代には、県内の各地で暮らし、様々な体験をしてきた人たちが多くいるが、二世代、三世代と下がると、そうした記憶を持つ人たちは少なくなっていく。 だからこそ、人口の多かった世代の方々が元気なうちに、 経験や地域の記憶を丁寧に記録していくことが重要 である。



◇**専門家だけでなく、県民一人ひとりが県史を理解し、共有できることが重要であり、そのためには、編さん過程において、県民全体で岩手の歴史を作り上げていく意識を育むことが必要**

イ 他県等における対応状況（現在編さん中及び近年編さんが終了した主な道県における道県民全体で作り上げるための考え方・取組）

北海道

≪ 道史編さん大綱：抜粋 ≫

【第7 道民への情報提供等】

道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。

≪ 北海道HP：抜粋 ≫

【刊行物の発行】

ISSN 2435-5222

道史編さん機関誌

北海道史への扉



第1号

発行に際して
北海道史の編さん方針について
特集 新たな道史に望む

『北海道現代史』に望む
新しい北海道史を求めて
史料の蒐集と、北海道の独自性・特殊性へのまなざしと
映像や演劇などの大衆文化が新たな北海道史にもたらすものは
北海道の自立・自治・独創性、その影と意味を

研究ノート
占領期における米軍による人身被害
食糧
オーラル・ヒストリーの可能性
石炭資料調査 確感
記録の保存と活用をめぐる困難
編さん活動報告
委員を断 他

小 磯 修 二 (1)
桑 原 真 人 (2)
田 端 宏 (6)
大 庭 幸 生 (7)
山 本 和 重 (8)
Jonathan Bull (9)
佐 藤 有 紀 (11)
平 野 友 彦 (12)
山 崎 幹 根 (18)
青 木 隆 夫 (19)
角 一 典 (20)
(21)
(26)

北 海 道 2020 年 3 月

【記念講演会の実施（アーカイブ配信）】

『北海道現代史 資料編1(政治・行政)』刊行記念講演会

戦後の歴史資料でたどる
北海道の政治・行政

◆ と き：令和7年10月7日（火）
18:00～20:00（17:30開場）
◆ ところ：かでる2・7 1060号室
◆ 主 催：北海道 参加無料 定員60名

はじめに

『地域から見た新しい道史のかたち』
北海道大学公共政策大学院 教授 山崎 幹根 氏
(道史編さん委員会 政治・行政部会 部会長)

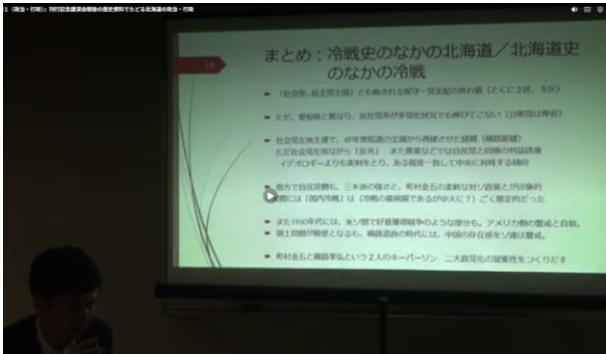
講 演

『『北海道冷戦史』の可能性——歴史としての戦後北海道』
東京大学大学院総合文化研究科 准教授 前田 亮介 氏
(道史編さん委員会 政治・行政部会 専門委員)

座 談 会

北海道大学公共政策大学院 教授 山崎 幹根 氏
東京大学大学院総合文化研究科 准教授 前田 亮介 氏
帯広大谷短期大学 副学長 吉田 真弓 氏 (道史編さん委員会 委員)

【申込み方法】
電子メール又はFAX（裏面送信表）にてお申し込みください。
メールアドレス：somu.doushi@pref.hokkaido.lg.jp
※お申し込みの際にお願いしたい個人情報(出講費合算額以外)の目的には使用しません。
お問合せ先：北海道総務部行政局文書課道史編さん室 ☎011-206-6502



《滋賀県史編さん大綱：抜粋》

【第7 県民への情報提供等】

県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

《滋賀県立公文書館HP：抜粋》

【刊行物の発行】

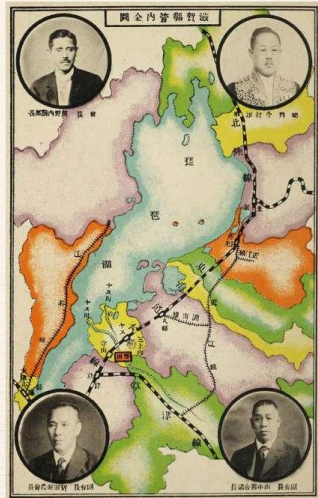
2026.03
No.19

滋賀のアーカイブズ

《第6回県史編さん大綱より》

- 【特集】江北図書館での県史連続講座……………P.2～3
- 【事務局より】令和7年度編集会議の概要……………P.4
- 【事務局より】第2回県史講演会を開催……………P.5
- 【自分だけの誕生日新聞をつくろう！】実施報告……………P.5
- 【資料紹介】軍人看護会滋賀県支部関連資料……………P.6
- 【資料紹介】悠紀斎田関係文書……………P.7
- 催し物案内／利用案内／アクセス……………P.8

ISBN 3435-8223



滋賀県立公文書館
SHIGA PREFECTURAL ARCHIVES

【記念講演会の実施】

第2回県史講演会

近代の滋賀県における環境問題

琵琶湖とともにある暮らしと産業の歴史

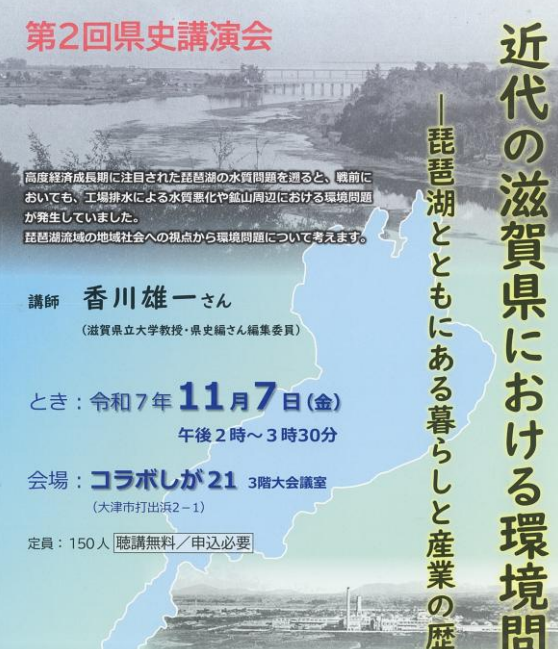
高度経済成長期に注目された琵琶湖の水質問題を巡ると、戦前においても、工場排水による水質悪化や鉱山周辺における環境問題が発生していました。
琵琶湖流域の地域社会への視点から環境問題について考えます。

講師 香川雄一さん
(滋賀県立大学教授・県史編さん編集委員)

とき：令和7年 **11月7日(金)**
午後2時～3時30分

会場：**コラボしが21** 3階大会議室
(大津市打出浜2-1)

定員：150人 聴講無料／申込必要



お問合せ・お申し込み
滋賀県立公文書館
滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館3階
Tel：077-528-3122 Fax：077-528-4813
Mail：archives@pref.shiga.lg.jp

講演会場へは、できるだけ公共交通機関をご利用ください。近大津駅からバス約7分、2階議事室から徒歩約15分、大津市役所から徒歩約15分。お車の場合は、会場周辺の無料駐車場をご利用ください。

《高知県史編さん基本方針：抜粋》

【第3 方針】

7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。

【第9 普及】

県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。

- 1 ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、事業の成果や進捗状況を広く県民に周知する。
- 2 講演会やワークショップの実施など、関係諸機関と連携しながら、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。

《高知県HP：抜粋》

【刊行物の発行】



【歴史資料調査隊養成講座の実施】

<歴史資料調査隊養成講座（史料解説編）>

開催日時：令和6年7月13日（土）、20日（土）いずれも13:30～16:30

8月10日（土）、24日（土）いずれも13:30～16:30

開催場所：高知県立高知城歴史博物館 1階 実習室、和室

講師：高知県立高知城歴史博物館 渡部館長

講義内容：

- （1日目）県史編さん事業について説明、近世文書に関する講義
くずし字で書かれた史料を使った、解読の練習



《青森県HP：抜粋》

県庁舎にて青森県史展示「青森の昔、ちょっと見てみない？」を始めます

内容

青森県史の編さん、叢書及び編さん過程で収集した貴重な資料は、インターネットで自由に検索できるように「青森県史デジタルアーカイブズ」で公開しているところです。

この度、この資料を活用して地域の歴史的資産の普及啓発や庁内での活用促進のため、青森県史の展示を始めることとなりました。

また、令和8年10月に開催される国スポ本大会・障スポに向けた機運醸成を図るための応援展示「半世紀前の国スポ(あすなろ国体)」も行います。

1 展示期間 令和8年3月2日(月)～令和8年10月26日(月)

2 展示場所

(1)県史展示企画「青森の昔、ちょっと見てみない?」「思い出語ろう!青森県史」

南棟:1階 正面待ち合わせコーナー、2階 知事公室来客ホール、2階 地域生活文化課前

北棟:1階 来庁者ロビー

(2)国スポ・障スポ応援企画「半世紀前の国スポ(あすなろ国体)」

東棟:1階 国スポ・障スポPRコーナー

北棟:1階 国スポ・障スポPRコーナー

3 展示内容

- ・青森県の豊かな歴史からタイムリーなテーマ選定による写真(季節の生活や行事、記念行事等)
- ・1977年(昭和52年)に本県で開催された第32回国民体育大会(あすなろ国体)の競技の様子や当時の県民生活に関わる写真
- ・雑誌や新聞へ寄稿している県史連載記事(陸奥新報「津軽の街と風景」、デリー東北「思い出の繁華街 あの日あの場所」等)

4 その他

- ・展示を見た方の感想や思い出を募集します。(展示ボードに備え付けの付箋に記入してボードに貼り付けてもらいます。)
- ・本県の歴史資料を広く収集していますので、公表できる昔の写真がありましたら、撮影時期と撮影内容を添えて提供して下さるようお願いいたします。

ウ 岩手県で想定される対応案
(県民全体で作り上げるための岩手県史作成プロセス (イメージ))

新しい岩手県史の編さん基本方針に「県民の理解と協力を得る重要性」を明記



進捗状況はホームページ上での公開や刊行物の発行などにより広く県民に周知

講演会やワークショップの実施などにより、県民の関心を深める機会を創出



事業の実施結果を県史編さん作業に反映

(3) 教育現場等での活用

ア 構成員からの御意見

誉田 構成員 (県立大学盛岡短期大学部 名誉教授)	・ 県史を県民全体で共有し、県民全体で作っていくものとして位置付けることは、 子どもたちが小学校段階から、自分たちの村や地域の歴史、文化を尊重することにもつながる 。山形県では、県史に関わる知識を共有する会が作られ、毎年一度、教育に携わる方々が集まり、実際の調査や情報を共有していた。
兼平 構成員 (東北学院大学教授)	・ 県史の在り方を考える上で、 若い人たちがどのように歴史に触れるのかという視点も欠かせない 。本だけでなく、インターネットや映像など、 歴史に接する媒体が多様化している状況 を踏まえると、 紙の本として刊行するだけでなく、電子的な形での公開や活用 についても、検討する必要がある。
今野 構成員 (岩手大学名誉教授)	・ 県史は、単なる記録としてではなく、 実際に活用される知として作成する必要がある 。 子どもの頃から県史とどのように関わるのか、歴史の授業でどう使うのか、史料をどのように活用するのかなど を考えていく必要がある。
熊谷 構成員 (岩手日報社 経営企画室次長)	・ 当社で現在、生成 A I の活用を進めているが、 デジタル化された原資料や検索の仕組みが整えば、県史は教育の場でも活用しやすくなる 。 ・ これまでの紙を中心とした県史とは異なり、 デジタルコンテンツとしての県史には大きな活用の可能性がある ので、 学習や教育の場にもつながるものを作っていくことが重要である 。



◇ 県史が、子どもたちが地域の歴史・文化を尊重し、現在の課題を考えるための手掛かりとなるよう、デジタル化などにより多様な媒体を整え、学習や教育の場で使いやすい形にすることが必要

【参考】山形県における教育現場等での山形県史の活用内容

【山形県地域史研究協議会】

設立日	1975（昭和50）年7月19日
設立経緯	<u>山形県史編さん事業の過程で、県史・市町村史・歴史研究団体・研究愛好者が交流し、研究を深める目的で設立</u>
組織の性格	<u>県史・市町村史・地域史研究・歴史編さんの関係者等を横断する研究・交流組織</u>
主な活動	総会・研究大会、講演、分科会、史跡めぐり、会誌『山形県地域史研究』発行、山形県『県史だより』への協力

【教育委員会と連携した総会・研究大会の開催】（HP：抜粋）

お知らせ：第51回 総会・研究大会（米沢大会）を開催します

開催要項（会員向け）

会場 伝国の杜

日程（1）令和8年7月5日 第1日目

総会 10：00～10：55

講演 11：00～12：30 新宮 学氏

「上杉景勝に贈られた明朝冠服と笄は何故残されたのか
—近代以降の郷土史家の役割を考える—」

分科会 13：30～16：40

第一分科会 鈴木 大輔氏「日向洞窟遺跡西地区の年代的位置づけと石器群の構造」

佐藤 高史氏「成島八幡宮本殿の神像について」

池野 理氏「板碑造立から見る置賜の中世」

第二分科会 渡部 真治氏「北信濃出身武士木崎氏と小国」

佐藤 正三郎氏「上杉文書」と山形県内の史料情報」

石黒 志保氏「近代の郷土史家と図書館設置の意義について—伊佐早謙を中心として—」

第三分科会 高橋 敬一氏「米沢古文書研究会の60年」

金子 利貞氏「萬世大路保存会の活動について」

布施 賢治氏「昭和20年代における山形ハッピーミシン野球部の活動について」

—原田製作所社長・原田好太郎の理念と昭和25年の都市対抗野球出場を中心に—

（2）令和8年7月6日 第2日目

史跡めぐり 8：50集合 11：45解散

見学地：羽黒神社・普門院・市立米沢図書館

主催：山形県地域史研究協議会 共催：米沢市、米沢市教育委員会

後援：山形県、山形県教育委員会、置賜民俗学会、米沢古文書研究会、米沢史学会、歴史の道土木遺産萬世大路保存会

【学習の機会の提供例】（HP：抜粋）

分科会



研究大会では、3つの分科会に分かれて発表を行います。

第一分科会 原始・古代・中世

第二分科会 近世・近代・現代

第三分科会 民俗・地域史・歴史編さん

史跡めぐり



第2日目は、開催地での史跡めぐりを実施しています。

様々な史跡・施設を見学する機会を設けています。

イ 他県等における対応状況（現在編さん中及び近年編さんが終了した主な県における教育現場等での活用に向けた考え方・取組）

滋賀県

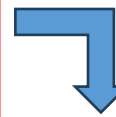
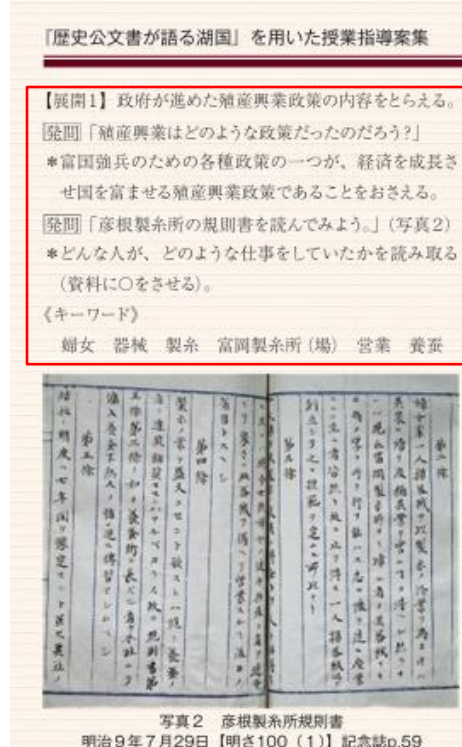
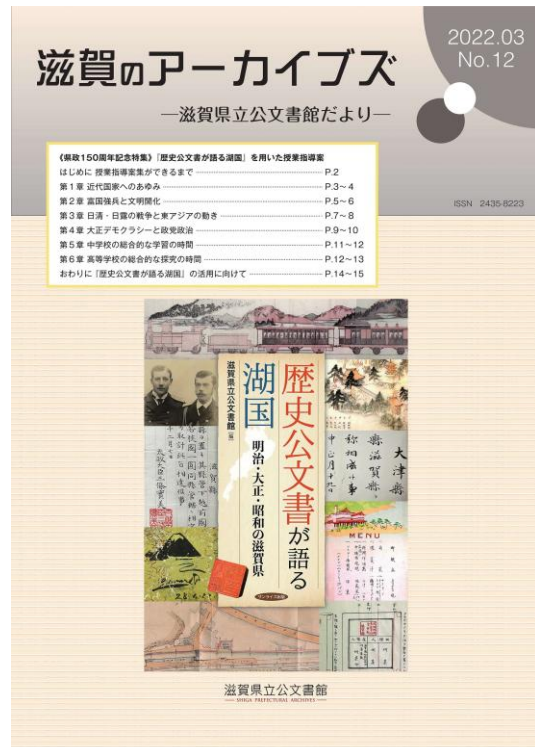
《滋賀県史編さん大綱：抜粋》

【第3 方針】

- 3 できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。

《滋賀県立公文書館だより（2022.03.No.12）：抜粋》

- ・ 学校と連携し、「歴史公文書が語る湖国～明治・大正・昭和の滋賀県」を用いた授業指導案集を公開
- ・ 記載内容は、生徒たちが滋賀県に愛着と誇りを持てるようなテーマを選定



単に資料を掲載するのではなく、生徒が資料を読み取り、問いを立てることにより、地域の歴史を自分の理解として組み立てることができる構成

≪青森県史デジタルアーカイブシステム掲載「青森県史の概要」：抜粋≫

県史編さんが始まった当時は「マルチメディアの活用」としていましたが、20年あまりを経て、資料のデジタル化をはじめIT技術の進歩には著しいものがあります。

そこで、本県では「青森県史デジタルアーカイブス」を構築し、県民をはじめ皆様が気軽に県史の文章や資料の検索、資料画像の閲覧ができるように取り組むこととしました。



青森県史 : [01 青森県史資料編考古1](#)

下位カテゴリ

[I部 旧石器時代](#) [II部 縄文時代 草創期～中期](#)

青森県史・鑑書名, 青森県史書名, 県史鑑書名, 刊行年, 部・章(青森県史), 部・章(県史鑑書), 章・節(青森県史), 章・節(県史鑑書), 節・項, 項・その他, 資料番号, 資料名

1 [01 青森県史資料編考古1](#), [01_青森県史資料編考古1](#), , 2017, I部 旧石器時代, , 1章 時代概説, , 1節 旧石器時代の自然環境, , , 1節 旧石器時代の自然環境

ID	ARCH1-1-1-1
青森県史書名	01 青森県史資料編考古1
刊行年	2017
部・章(青森県史)	I部 旧石器時代
章・節(青森県史)	1章 時代概説
節・項	1節 旧石器時代の自然環境
資料名	1節 旧石器時代の自然環境
ページ	2～7
	1. 最終氷期の気候変動 人類の時代は、地質区分においては第四紀にあたる。第四紀は一般的に氷河時代とも呼ばれ、高緯度地帯や山岳地帯を中心に氷河や氷床が発達した時代である。氷河時代の気候は一定ではなく、寒い時期である「氷期」と、比較的暖かい時期である「間氷期」が繰り返されていた(図1)。 縄文時代以降、現代にいたるまでは比較的暖かい間氷期に相当し、「後氷期」ともいわれる。旧石器時代は氷期にあたるが、これまでの氷期と間氷期のサイクルにおいて最後の氷期となることから、「最終氷期」とも呼ばれる。 気候変動の要因は、深海底や数十万年にもわたる氷層が堆積する南極やグリーンランドで得られたボーリングコアの酸素同位体比などの分析により、地球の公転軌道の変化、地軸の傾き、歳差運動をもとに地球が受ける日射量の変化(ミランコビッチサイクル)などによるものであることがわかってきた。 地球全体の気候変動は、酸素同位体比などの具体的なデータにより解明されつつあり、氷期の区分については海洋酸素同位体ステージ(Marine Isotope Stage, 以下MIS)が用いられている。 MISは、間氷期には奇数番号、氷期には偶数番号がふられる。約75,000～60,000年前の寒冷期はステージ4(MIS4)、約60,000～28,000年前の間氷期はステージ3(MIS3)、約28,000年前から12,000年前の寒冷期はステージ2(MIS2)、約12,000年前以降の間氷期である現在はステージ1(MIS1)で、ステージ4からステージ2の氷期は最終氷期とされている。そのうちステージ2の約28,000年前頃から19,000年前は、寒冷化の最盛期である。その後、ステージ1にかけて寒冷期、温暖期と寒暖を繰り返し、約12,000年前頃の寒冷期の終わりから始まる急激な温暖化によりステージ2は終わりを迎える。温暖化は急激で、わずか数十年で5℃から7℃も気温が上昇したとの指摘もある。この約11,700年前の温暖化の開始をもって、更新世と完新世を区分している。 日本列島の旧石器時代遺跡は、後期旧石器時代のステージ3からステージ2にあたり、県内で現在確認されている旧石器時代遺跡はステージ2に位置づけられる。

ウ 岩手県で想定される対応案
(教育現場等で活用されるための岩手県史作成プロセス (イメージ))

新しい岩手県史の編さん基本方針に「教育への積極的な活用」を明記



県史編さんに係る成果物を教育現場で活用できるよう、
多様な媒体を活用した原資料のデジタル化、検索しやすい仕組みの整備